

令和5年6月21日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
総	務	白	仁	田	和
企	画	山	口	徹	哉
財	政	村	田	秀	也
調	整	広	瀬	義	哲
監	兼	高	本	智	樹
企	画	三	ヶ	島	子
財	政	山	口	正	和
課	参	江	島	裕	洋
事		橋	本	昌	臣
保	險	堀		正	徳
健	康	中	村	祐	和
課	長	江	頭	憲	介
福	祉				和
課	長				
産	業				
支	援				
課	長				
商	工				
観	光				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
都	市				
計	画				
課	長				
ゼ	ロ				
カ	ー				
ボ	ン				
シ	テ				
ィ	推				
進	課				
長					
教	育				
次	長				
兼					
教	育				
総	務				
課	長				

令和5年6月21日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和5年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	5 池 田 廣 志	<p>1. 鹿島市第七次総合計画の「みんなが住みやすく、暮らしやすいまちづくりを目指す。」について</p> <p>(1)雇用の場を確保し、定住促進と交流人口を拡大するためには「企業誘致」と「市内企業訪問」をするべきと思うがどうか</p> <p>(2)国道207号バイパス沿線の内、都市計画用途区域に指定されていないところの開発は出来ないのか</p> <p>(3)「海道しるべ」の今後の活用策について</p> <p>(4)「災害に強いまちづくり」とは、具体的にどのように考えているか</p> <p>(5)将来人口を考えた場合、人口減少問題を少しでも解決する方策について</p> <p>①自治体主導の婚活制度の創設について</p> <p>②出産・子育て支援の充実について</p>
2	14 松 尾 征 子	<p>1. 鹿島市が掲げる「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」とは</p> <p>すべての市民が日々安心して生活できるために</p> <p>(1)教育、子育て支援の抜本的拡充について</p> <p>①学校給食費の無償化について</p> <p>②未成年者への国保税均等割の廃止について</p> <p>(2)高齢者が安心して暮らしていくために</p> <p>①75歳以上の医療費無料化について</p> <p>②1人暮らしの高齢者が入所できる施設について</p> <p>(3)日本の平和のために</p> <p>①佐賀空港の軍事基地化を許さないために</p>
3	6 杉 原 元 博	<p>1. 高齢者の移動手段の支援について</p> <p>(1)これまでの地元説明会開催状況と今後の予定について</p> <p>(2)デマンド型乗合タクシーの運行状況と利用者の反響について</p> <p>(3)デマンド型乗合タクシーの利便性向上について</p> <p>(4)買い物応援バスの運行状況と利用者の反響について</p> <p>(5)買い物応援バスの運行地域の拡大について</p> <p>(6)グリーンスローモビリティの運行と利用状況について</p> <p>(7)免許返納者への移動支援について</p> <p>(8)バス停までの移動が困難な方への支援について</p> <p>(9)現状認識している課題と今後の計画について</p> <p>2. 高齢者の罹患率が高い帯状疱疹について</p> <p>(1)佐賀県及び鹿島市における帯状疱疹発症の実態把握について</p> <p>(2)市民に対する帯状疱疹に関する情報発信と啓発、及びワクチン接種推奨に向けた取り組みについて</p>

順番	議員名	質問要旨
3	6 杉原元博	(3) 2種類のワクチン各々の接種費用の公費助成について
4	1 釘尾勢津子	1. 不登校児童・生徒の現状と支援について (1) 不登校の現状について (2) 不登校児童・生徒の公的支援機関の利用について (3) コロナ禍前後の不登校児童・生徒への鹿島市独自の調査の実施について (4) 不登校児童・生徒への具体的支援について 2. GIGAスクール構想実施後により、児童・生徒・教職員等に与えた影響について (1) 授業内容やカリキュラム等の変更が与えた影響について (2) デジタル化の普及と不登校の関係について (3) タブレット端末等による健康被害の対策について (4) 家庭でICT教育を行う上での保護者用マニュアルについて

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。5番池田廣志議員。

ここで申し上げます。池田廣志議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○5番（池田廣志君）

おはようございます。5番議員の池田廣志でございます。今回、一般質問をするに当たり、議員16人いる中で議長を除く15名全部の議員が質問されるということで一般質問が非常に盛り上がってくるかなと思って、私も私なりに準備をいたしました。そういうことで、今日のまた議会の中の一般質問をぜひみんなで頑張っていきたいと思っております。

今回、私が一般質問で特に考えておりますのは、現在、第七次鹿島市総合計画というのが立てられております。この中身を見てみますと、一番最初に挙げておられるのが、みんなが住みやすく、暮らしやすいまちづくりを目指しますということをやられております。特にこの鹿島市の総合計画につきましては、第六次、私も議員となって早速中身を見せてもらったんですけど、今回、第七次まで進んできております。この中で、この総合計画というのは鹿島市にとっても非常に大切な鹿島市の基本的な指針を示す資料でございますので、この辺

りの総合計画の中身を見ながら、特に大切とっておりますのが、みんなが住みやすく、暮らしやすいまちづくりを目指すということですから、これについて深掘りをしながら質問をしたいと思っております。

まず、一番最初にお尋ねしたいと考えましたのは、やっぱりまちの元気をつくっていくためには、仕事をする場、雇用の場というのが非常に大切だと思っております。仕事があれば、定住をしてそこで頑張ろうとか、よそからの交流人口あたりも鹿島に呼び込んで、いろんな鹿島の元気につながってくると思っておりますので、まず、企業を誘致して雇用の場を確保すべきと思っております。だから、これについてお尋ねをしたいと思っております。

まず、企業誘致の見込みをどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

それと、非常に私も気がかりなのは、鹿島市にもし企業が来るとなったときに、工場団地が全然ないというのが非常に気がかりでございます。この辺りの工場団地の造成の現状とか、この後、具体的にはまた個々の質問の中で深掘りをしていきたいと思いますが、まずは企業誘致の見込みをどうお考えなのか、そこを最初にお尋ねいたします。

それと、2番目に大きな項目として私が考えておりますのは、国道207号バイパス沿線、これはバイパスが完成してかなりの時間がたつわけでございますけど、なかなか沿道の開発がなされません。それで、一番最初に北鹿島地区に——鹿島警察署のほんのそばにあるんですけど、まず、車関係が進出をしてこられました。一番最初に進出してこられた会社の代表の方とも話したんですけど、あそこに工場を新しく持ってくるとなれば、やっぱり大変だったそうです。そういう話がある中で、最後何とおっしゃったかといえ、もう鹿島に来るのは大変ですよとはっきりおっしゃったんです。だから、そこまで——いろんな農業振興地域あたりの縛りがあると思いますが、厳しいと思っておりますので、その辺りは本当に解決をしていかんと、鹿島の元気をいろいろ今後出していくとなったときに、その辺りが大きな障害になってくるのかなと思っておりますので、まず、沿線の開発について基本的な考え方を御説明いただけたらと思います。あとは個々に深掘りをしながら質問してまいります。

あと、全部で5項目考えておりますが、まず最初の質問としては、企業誘致が今後どう見込まれているのか。それともう一つは、バイパス沿線の開発を今、市のほうはどうお考えなのかお尋ねをして、あとは一問一答の形で質問したいと思っております。どうぞよろしく願います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

おはようございます。それでは、商工観光課のほうからは、企業誘致の見込み、考えはどうかという御質問に対しまして、現在の企業誘致の取組についてお答えをさせていただきます。

企業誘致につきましては、本市単独での誘致活動は難しく、これまでも県の企業立地課をはじめ、首都圏事務所など、引き合い企業の情報共有、また、企業ニーズの把握など、県と緊密な連携を図りながら取組を進めてまいりました。現在の取組につきましては、製造系などの企業向け用地のストックがないため、大規模な用地を必要としない事務系の企業、また、サテライトオフィスなどの誘致活動を行っているところです。トップセールスといたしまして市長のほうでも、上京、また、各種会合等を通じて企業の動向の把握なども取り組んでいただいているところです。

現在の見込みはということなんですけれども、今現在、誘致企業の引き合い等の話はあつてございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

それでは、私のほうからは国道207号バイパス沿道の開発について御答弁をいたします。

現在、バイパス沿道のほうには沿道サービス施設を中心として徐々に店舗が張りついている状況でございますけれども、このことにより、議員おっしゃいますように、雇用の創出や生活の利便性が向上するということは、暮らしやすく住みやすいまちづくりにつながっていくものと考えております。

さらなる沿道の開発について、昨年度、松尾市長の就任後に指示を受けまして関係各課横断的な検討をいたしたところでございます。現状における課題の洗い出しということで、以下、何点かにわたって御説明をいたします。

まず、議員おっしゃったように、沿道の農地が農業振興地域であるということでございます。農振法、農地法の考え方では、これを一体的に宅地化ということができません。また、農業振興地域を都市計画法の用途地域に指定するということもできません。そういった大原則があるということがあります。ただ、そういった中で進出をされる店舗、それから、企業が一案件ごとに立地計画に基づき相談をいただいて申請を受け付け、これを農地転用許可基準に照らして審査され、許可が通ったものがバイパスに進出を果たされているという現状でございます。

2点目として、まちづくりの各種の計画とそごが生じるということでございます。一体開発については、マスタープランもそうですけれども、市の上位計画である県が策定されております鹿島都市計画区域マスタープランにおきましても、優良農地を保全しながらの土地利用をうたっております。それからまた、市街地を拡大するという形にもなりますけれども、こういったことが国が推進するコンパクトシティの考え方と逆行すること、それから、中心市街地の空洞化、こういった懸念もあることから、まちづくりの方向性を定める各種計画の

見直しは慎重にならざるを得ないというところです。

それと、最後に3点目としまして、現実的な安全・安心に係る課題というところで、207号バイパス沿道、特に北鹿島地区は低平地でございますので、法律や計画の問題をちょっと置いておいてですが、仮に大規模な開発を計画するならば、同時に大規模な排水対策をセットで考えていく必要がございます。近年、突発的な豪雨によって市内外の至るところで大規模な浸水被害が起こっております。そのような中、農地が貯水機能を有していることが、私たちの居住エリアへ一挙に水が押し寄せるということを抑えられているということも言えます。農地を宅地にする場合の排水対策は安全・安心のための必要なインフラ整備であると考えておりますので、これを行うには相当の期間と財政負担を伴うことが想定をされます。そういった状況でございますので、現時点で全ての条件がクリアになることは困難であろうかと考えております。

以上のような難しい課題がございますが、現実にはこれまで進出をされている店舗、企業におかれましては、農振法の農振除外、農地法の転用の許可を受けられて、また、必要な場合は開発行為の許可を受けられて、排水対策等を施した上で沿道に進出を果たしていただいております。

一体的な開発は困難ではございますけれども、このエリアの魅力アップと雇用の創出、市民の生活利便性の向上といったところで本市に必要なことであると考えますので、ぜひ個別具体的な進出計画を御相談いただきながら、庁内関係各課が一緒に対応策を考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

それぞれ御答弁をいただきましたけど、やっぱり今までの質問内容、答弁内容は変わらないところがございますので、もう少し深掘りをしながら、それぞれ質問を深めてまいりたいと思います。

まず、企業誘致の件でございますけど、今の答弁を聞いておりますと、事務系の企業誘致はなるだけするように進めているけど、製造業に関する企業誘致は、用地もないし、なかなかその辺りは全然進んでいない、準備もしていないということなんですが、もし製造業が鹿島に進出をしてくるというときはどういう対応になるのか、確認をしたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、もし進出の話があった場合どうするのかということに対してお答えをいたしま

す。

先ほど議員も申されましたとおり、今現在、ストックがゼロになってございます。もしそういった進出の話があった場合には、即座の対応は困難となっております。相手方が望まれる規模、業種にもよりますが、大規模の用地を必要としない事務系の企業であれば、空き物件等の紹介をしているのが現状でございます。

確かに、用地を持っていなければチャンスを逃すということはあるかと思えます。しかしながら、これまで整備してなかなか誘致ができないという経験もございます。そういったメリット、デメリットを含めて新しい工業団地整備について前向きな検討をしていくため、現在整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

今、全く見込みがないという御答弁なんですけど、前に、私も議員になって4年経過をいたす中で、今までもほかの議員さん方のいろんな議論を聞く中で、工場団地は準備をしているという答弁もあったと思うんですけど、これは全く今のところは見込みもない、全くのゼロということですか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

新工業団地整備につきましては、これまで数回、一般質問でも御質問をいただいております。そのときの答弁を若干御紹介いたしますと、製造系工業用地のストックがゼロになりましたということで、適地調査を実施いたしまして候補地の優先順位までは行いましたけれども、新型コロナウイルスのまん延、また、ウクライナ情勢、原油価格高騰などによりまして、企業に与える影響が大きく、経済情勢が不透明な中、具体的な検討までは至っていないという御答弁をさせていただいております。その後、工業団地の整備についての必要性等々を整理していくため、前向きな検討をしているという御答弁をしていたかと思っております。

新工業団地の整備につきましては、造成、整備して終わりというわけではございませんで、実際に企業に来ていただき操業していただくよう、一貫した取組が必要と思っております。そのため、造成に当たっては、大規模な事業費、地権者、法的規制など用地取得の問題、また、実際の企業誘致の動向など、様々な問題が山積をしております。あわせて、市内地場企業の慢性的な人材不足、労働不足といった点も考慮する必要があると思っております。

しかしながら、市長の指示もありまして、前向きな検討を進めていくため、先ほど申し上

げました様々な課題に対し、整備だけではなく、企業の動向など、誘致を含めた一体的な取組を進めていけるよう、県と相談しながら、これまでの経緯、また、現状の整理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

今、課長の答弁を聞いておりますと、全く見込みがない。私もそこが非常に心配だったものですから、一応いろんな土地を開発する業者も鹿島市内にかなりおられます。その辺りで、もし民間でそういう土地を開発するときはどうするのという話をしたんですけど、そういうふうに緊急に話が上がってきて、用地は買収するよりも借地のほうでやれば非常に速く開発が進みますよという話はあるんですけど、こういう話についても県の企業立地課のほうと話をいたしています。それで、企業立地課のほうの答弁としては、進出された企業が借地ではやっぱりなかなか納得されないでしょうと。ただ、借地でしたほうが、実際耕作されている方のいろんな今までの土地の問題とか、ある程度土地から上がる収入等を考えれば、非常に借地というのは話がつきやすい案件ではあるんですけど、なかなかそこが厳しいですねということで企業立地課とも話をいたしています。

ただ、1つ、都市計画を担当されているほうに確認をいたしたいんですけど、ちょうど久保山のところには工場団地があって、準工業団地もありますよね。それに一番近いところ、バイパスに近い一画、もし工場団地として急に要るときには、そこが一番いいのかどうか、そこをちょっと確認だけさせてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

議員おっしゃいました207号の久保山近辺の工業団地としての開発という観点で都市計画法上どうなのかということになろうかと思いますが、お答えとしましては、この現状が今農地であるということが一つございます。ただ、用途の指定はございませんので、そういった可能性はあろうかと思いますが、現に工業地域、準工業地域ということで用途地域を指定しているところのまだ残りが残りますので、こういったところの活用はどうするのかといった展開の話になってくるのかなというふうに考えております。

候補地については私のほうでは差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

やっぱり鹿島の元気ということを考えてときには、ある程度雇用の場がないと、どんどん若い人が外に出ていきますので、今後とも私もこの企業を誘致するという意味では、いろんな情報を集めながら頑張っていきたいと思います。私も県におるときには企業を誘致することにほとんどの時間を費やしておりましたので、その辺りを考えながら、鹿島市のためにどうした方がいいのか考えていきたいと思います。なかなか工場団地と話があったときには鹿島は非常に厳しいということでも分かりました。

次にお尋ねをしたいと思っておりますのは、この企業誘致とともに非常に大切と私が思っておりますのは、既に市内で操業されている会社、この辺りを市の職員のほうで訪問されて企業情報の収集あたりをぜひやっていただけないものかなと思っております。

現在、鹿島市と鹿島市内の高校、それに周辺の高校に在学している高校2年生といろんな企業を連携させるための取組がされております。ただ、この2年生というのが非常に厳しいという話も聞いています。まだ実感が湧かないという話もあります。まだ2年生だから就職については実感もなかなか湧かないんですよという話もあるんですけど、これは実際、なるだけ高校生と地元の企業を結びつけようという取組をされておりますので、それ以外で今度は市のほうの取組として、企業訪問して企業の情報をなるべく集める取組というのはいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

市内の企業訪問の取組はどうかということの御質問ですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、工業団地造成も必要ですけれども、実際鹿島市内で操業されている事業者の支援というのも当然大事だと思っております。

市内の企業訪問につきましては、例年、年末に誘致企業様へ年末の挨拶と業況確認ということで、県の企業立地課と共に訪問をさせていただいております。またこのほかにも、先月、5月には副市長と共に、主に製造系の企業ではございましたが、5社の企業訪問を行ったところです。

それぞれ訪問させていただいた企業様には、大変お忙しい中、御対応をいただきました。そのときの話では、職員募集をかけるが、なかなか応募が少ないと。また、人材不足であるという話が多くございました。先ほど議員おっしゃるとおり、高校生向けに企業説明会を実施しておりますが、なかなか参加者が少ないという御意見もいただいておりますので、その辺については庁内で参加者を増やす取組ということで検討をさせていただいております。

こういった企業訪問に限らず、様々な会合等もコロナ前の状態に戻ってきておりますので、そういった会合等も通じて企業の情報収集に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

ありがとうございます。特に私がこの企業訪問にこだわりましたのは、訪ねてみて初めて出てくる情報というのがかなりございます。それで、私も非常に気になる、鉄鋼関係をされている企業が北鹿島にございます。だから、その企業内容を知るために、先日、その社長とお話をしてきたんですけど、やっぱり私たちが知らないいろんな情報がいっぱいあります。だから、その辺りも含めて、皆さん方も企業訪問をされて具体的にお話をされる中で、その企業がどういうところとお付き合いをされているか、その情報まで入ってまいりますので、これはぜひ企業訪問に力を入れていただいて、鹿島市で実際操業されている企業自体の元気も取り戻したい。そうしないと、さっき答弁の中にもあったように、会社自体も働いてくれる雇用のあれを確保するのが非常に大変だとおっしゃいます。だから、市のほうも情報収集しながらその辺りの対策もいろいろ考えていかんと、なかなか今後厳しくなるなと思い、私も企業訪問を続けています。

そういうことで、ぜひ市のほうでも企業訪問しながら情報収集をしてください。私も鹿島市内に思わぬ企業が、私が別の東京事務所に行っている間に来てくれていましたので、それもやっぱり私が企業誘致しながら企業訪問をして、その企業の情報を収集する中で次の展開が見えてまいりましたので、その辺りを含めてぜひお願いをしたいということで、これについては答弁は要りません。

ただ、この関連でございますけど、市内で操業されている会社の企業情報などを鹿島市民の方にもお知らせする方法が何かないのかなと思って考えています。それで、ちょうど今、市役所の横には新しい文化ホールも完成したし、それじゃ、市役所の中を見ても市民の方がいつも来られる——今はコーナーもちょっと作りにくいところがあります。ただ、スペース的にはありますので、その辺りを使って、市内の企業がどういうことをされているか、市内の企業の情報を市民の方にお知らせするコーナーができないものなのかなと。

先日、私も企業立地課と話をするときに、ちょっと時間があつたもんだから県庁1階の県民ホールのところをずっと回ってみたんですけど、その中には県内の企業のいろんな情報が展示をされています。ただ、鹿島の状況を見ますと、鉄鋼関係の2社があるだけで、鹿島市内でも頑張ってくれているいろんな企業があるのになと思ひながら、改めてそのコーナーも見えてまいりました。だから、県のほうに鹿島の企業をもっといっぱい入れんかと言うけれど、それは動きませんので、できるなら鹿島のほうは鹿島のほうで、そういうふうな企業が頑張っておられる状況を市民の方に少しでも伝えていくことで、次の就職にもつながるかなと期待をしておりますので、その辺りのお考えを、できたら松尾市長お答えいただけますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

市内の企業紹介ということで今質問いただきました。

私も県庁に度々行くんですけど、1階のほうにいろんな企業の紹介をしてあって、本当にこれはいいなというふうに思っているところです。

市内の企業の紹介ということで、それを常設するのか、例えば、一定期間そういうふうな市内の企業を紹介する期間を設けて皆さんに知ってもらおうというやり方もあろうかと思えます。さっきおっしゃったように、市民の皆さんが本当に市内の企業の内容を知っているかといえば、必ずしもそうではないというふうに私も思っておりますので、例えば、展示コーナーを設ける、あるいは情報の媒体を通じて紹介する、そういうことも必要じゃないかなというふうに思っております。

確かに、私も市内のそういう企業の代表の方とも知り合いですので、いろいろお話を聞きますと、就職についてはやっぱりなかなか厳しいと。近くにも工業系の高校がありますけど、そちらのほうからどうか来てくれないかなといっても、なかなかそこからも来てもらえないという状況で、逆によそから鹿島の企業に来られるという状況もあるので、市内にこれだけいい企業がありますということを我々も市民の皆さん方に分かっていたいただきたいと思いますので、それについては我々も考えていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

前向きな答弁をありがとうございます。私も市内の企業について訪問する中で、新たな、本当にここはすごいという取組をされていますので、その辺りもぜひコーナーを新設することで表に出せたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、先ほど答弁の中で製造業の誘致が非常に厳しいという話がある中で、前回の議会でも私はお尋ねをしたんですけど、鹿島市内には本当に良質でいい水がございます。これは歴史的に見ましても、これだけお酒を造るメーカーが鹿島市内あちこちにあり、それと、いろんな醸造するために、おみそを造るとか、しょうゆを造るとか、水を使う会社が非常にあの中で、先日、私もえっと思ったのは、ちょうど肥前浜駅前に園芸連のジュース工場がございます。ここには深井戸がございまして、この深い井戸から出てくる水が日本ではなかなか出てこない超硬水、一番高いときは硬度が230もあるような硬水が出ています。それで、実際市販されているのは170ぐらいの硬水ですけど、こういうふうに鹿島には多良岳山系を抱えているということで非常にいい水が豊富にあります。ただ、この豊富な水の情報というのが、なかなか鹿島市ではホームページに上げられません。

それで、先日、伊万里にございます半導体のSUMCOが東脊振のほうの県の工業団地に出ていったわけでございますけど、これもやっぱり最後は水の問題です。水があるから行きましたという話なんです。それと、博多駅の近くにあったビール工場も、やっぱり街の中ということで出ていかざるを得ないということで出ていった先は鳥栖に行っています。鳥栖も水がある程度あるという情報がありましたので。それとか、もう一つは、近くの久留米もいつの間にか資生堂の製造工場ができています。これも耳納連山の地下水が非常にいいということで、それを目指して進出されていますので、その辺り、水というのは非常に企業は神経を使っているし、情報を集めています。それで、熊本にも台湾のとんでもない大きい半導体の工場も進出をしまいでますので、やっぱり鹿島市の水の情報というのも、本当に企業経営者が気づくような形で上げるとすれば、市のホームページに載せるしか私はないと思っています。だから、市のホームページに載せておけば、そういうふうな経営者がいろんな情報を集めようとしたときにはホームページを見ますので、その辺りでぜひお願いをしたいということで前回質問したんですけど、ホームページをずっと確認はしているんですけど、なかなか載りません。これは今回新たに見えた鳥飼副市長、よかったですらお答えいただけますか。まだ分からないと思いますが、取組の姿勢で結構だと思います。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

水ということでお答えします。

企業誘致についてなんですけど、議員おっしゃるとおり、最近、水の問題というのは非常に大きくなっております。この間、三田川にSUMCOの工場ができたということ、あれは東部工業水道の水をまた新たに県のほうで引っ張ってくるという点も大きかったと聞いております。アサヒビールについても工業用水という水があったことだと思います。

一方、鹿島については、御存じのとおり、工業用水ということではなく、地下水ということになると思います。もしPR、売るとすれば、議員おっしゃいましたように、昔からあるおいしい良質な水、硬水ということで、この間、私もちょうどJAの工場にも訪問させていただいたときに話を聞いたんですけど、多良岳の水が広島のサミットで首脳に配付された水ということで、それだけ立派な水があると考えております。その立派な水というところは鹿島のPRのポイントだと思っておりますので、こういった強みというのをも発信していく必要があると思います。

それと併せて、企業誘致、鹿島を選んでもらう必要があると思いますが、水がいいということと、あと、企業は最近ではサプライチェーンも含めて脱炭素ですね、環境に配慮したということに非常に気を配ってあると思います。そういった点でも鹿島市が今進めておりますゼロカーボンシティというような環境に配慮したということも鹿島の強みではないかと思

いますので、そういった良質の水であるとか環境ということを積極的に鹿島の強みとしてPRしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

ありがとうございました。鳥飼副市長には県でいろんな経験もされておりますので、その辺りを含めて鹿島市のためにぜひ頑張ってください、期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それと次に、大きい2番目に挙げております国道207号バイパス沿線の開発についてお尋ねをいたします。

私も鹿島に住みながらお隣の武雄市を見ますと、バイパスからこれにつながる沿道開発がどんどん進んでおりますので、この辺りで鹿島市もこのままじゃなかなか厳しいなという思いで眺めております。だから、この207号バイパス沿線の開発については、もう少し深掘りして質問をしたいと思っております。

このバイパス沿線を開発するためには、県のほうも都市計画をそれぞれ市町ごとにお示ししておりますので、その中で沿道開発というのは県は認めています。だから、その中での質問でございますけど、鹿島の都市計画図は平成27年3月に作成をされております。ただ、これから年数がかかりたっておりますので、この都市計画図に上がっている中身で変更された地域があるのかどうか、確認だけさせていただきます。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

鹿島都市計画図についてお答えをいたします。

現在の都市計画図は、おっしゃいましたとおり、平成27年3月に原版を作成しております。そのときの土地の地形とか道路とか建物の形、そういったものを下図として、その段階での最新の都市計画の決定、変更に基づく色づけ、エリア分けをしております。

そして、その後の変更ですが、用途地域の変更を1件行っております。変更の内容としましては、本年9月にグランドオープンする鹿島市民文化ホール建設のために必要でありました用途地域の変更を令和2年1月に行っております。このことを受けまして、現在発行しています都市計画図は令和2年3月一部改定ということで記載して改定印刷をしたものということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5 番池田廣志議員。

○5 番（池田廣志君）

ありがとうございます。この都市計画図というのは非常に鹿島市の開発をする際にいろんな縛りの基になっておりますので、私は改めてこの新しい都市計画図で確認をしながら、またいろんなことを考えていきたいと思えます。

ただ、207号バイパス沿線の開発を考えたときに、まず、都市計画の用途地域に指定されていない場所の沿道開発というのはできないのかどうか。

それともう一つ、いつも答弁に出てまいりますのは、国道207号バイパス沿線の圃場整備が終わって25年も経過する中で、開発する際には農業振興地域からの除外というのが非常に大きな課題になっておるし、これがあるばかりになかなか開発ができないという開発業者の方もおられます。だから、その辺りで何か手が足りないものなのかどうか。特にこの沿道で農業をされている方から御相談を受けるわけでございますけど、ちょうど207号バイパスの久保山周辺はバイパスの真ん中に上下の区分帯がございます。この区分帯があるばかりに、農作業をするときに農機具を隣の道向こうの田んぼに持っていくことができないという話もあります。だから、その辺りのいろんな支障も出てきておりますので、その辺りは農業をされている方がもう少しどうかならんのかという話もされておりますので、そこを含めてもう一回、都市計画課なのか農林水産課なのか分かりませんが、御答弁を両方いただきますかね。都市計画課と農林水産課のほうの答弁もいただけたらと思えます。お願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

それでは、私のほうからは用途地域に指定されていないところの沿道開発ができないのかというところから御説明をいたします。

用途地域の指定があるかないか、色づけがあるかないかということと沿道開発ができるかということは直接的な関係はございません。つまり、沿道開発のために用途地域の指定が必要かといえば、必要条件ではございません。

御質問の趣旨である207号沿道の開発ということで申し上げますと、用途地域というところではなくて、現にその土地が農地、農業振興地域であるということが課題になるのかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

私のほうからは、農業振興地域からの除外についての答弁をさせていただきたいと思いま

す。

農業振興地域につきましては、国の法律、農業振興地域の整備に関する法律、農振法と一般的に言っておりますけれども、これの縛りがかかっているところでございます。その縛りと申しますのが、農用地域内の土地では原則として農地を農業用地以外の用途に利用することはできないとされております。

ただ、その中の特例といたしまして5つの要件がございます。この5つの要件を満たしていれば、農業振興地域から除外ができるというものであります。

幾つか紹介いたしますけれども、そのうちの1つが、議員おっしゃられましたように、既に25年経過しているじゃないかというところで、要件の1つに農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることという要件がございます。なので、既に25年経過しておりますので、その要件はクリアをいたしております。あと残りの4つの要件というのが、この農業用地以外に代替すべき土地がない、絶対にそこじゃないといけないのかという点。また2点目が、農業用の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない。3点目が、農業を営む方に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがない。4点目が、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがない。これが先ほどから出ておりますように、農業用排水路でありますとか、ポンプ場、排水機場等の機能に影響を及ぼさない。

つまり、これらの要件を全て満たせば、農業振興地域からの除外というのは可能でありますけれども、これを満たすかどうかとなった場合には、まず、具体的にどんな施設がどんな規模でそこに立地するか、これが分からないと除外のしようもないという現状がございます。仮に農振地域から除外したとしても、その後、農地の転用手続というのが発生します。転用許可をいたしますのは市ではなく佐賀県のほうがいたしますけれども、県の担当課のほうにも確認をいたしましたけれども、まずはどのような施設がどんな規模で進出するか、それが分からないと県としても許可はできない、計画なき転用は認められませんというようなことをおっしゃっておりますので、先ほどからの答弁にもあっておりますように、個別案件ごとに協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

今の農林部のほうの答弁は当然想定内の答弁でございますので、私は私なりにもう少し勉強しながら、本当に開発できないものなのか。武雄の状況を先ほど申しましたように、最初はいろんな商売をされるお店がずっと開発したんですけど、今は車関係がかなり、ちょうど反対側の開発をずっと続けています。だから、そういう形で今、武雄と鹿島というのは非常に経済的に大きく差がついているかなと改めて考えておりますので、武雄でできて鹿島ではできないという話はないと思っておりますので、その辺りも含めて私も勉強していきます。

それで、先ほど農振地域から除外するに当たり5項目があるとおっしゃいましたので、その辺りの資料の写しを私にも後で下さい。これを一つ一つ勉強しながら、本当に鹿島の207号バイパス沿線の開発というのはやらないともったいないと思っています。あれだけの車が通る中で、実際大型トラックを運転されている運転手の方とも話すんですけど、自分たちも諫早を出発して、鹿島でそういうお店ができたときにはちょうど自分たちも助かるもんねと、それで、途中のセブンイレブンとかいろんなコンビニもあるけど、駐車場の広いところにしかなめれないんですよという話なんです。だから、そういう意味では、鹿島のほうもそういう開発をしたら、市にとってもいろいろないい結果が出てくると思っていますので、これも頑張っていきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

特にこの沿道開発に私がこだわっているのは、女性の雇用を拡大するためにもそういうふうなお店の開発というのは非常に大切だと思っていますので、少子化対策としても非常に大切なことですから、私なりにまた頑張っていきたいと思っています。

それと次に、3番目に挙げておりましたのは、七浦のほうに造られております海道するべがなかなか、このままじゃどうかなと思っていますので、ちょうど造ってから間もなく10年を経過すると思いますので、今後の活用策というのはどうお考えなのか。

それで先般も、福岡のほうから来た高齢の御夫婦だったんですけど、海道するべの一番展望のよいところに望遠鏡を整備されています。それで、そこでお二人が話されているのを私は気になったもんだから近くに行ってじっと聞いてったんですけど、奥さんのほうが、この後ろの施設に泊まればよかとぼってんねと、明日の朝日をぜひ見たいとおっしゃっていたのが非常に私は印象深く、この七浦地区というのは有明海から上がってくる朝日、これはちょうど阿蘇の山並みの向こうに見えるわけでございますけど、これと、もう一つは、夕方には多良岳に沈む夕日、これが非常にきれいなところなんです。だから、一日のうちに朝と夕方、すばらしい景色を見れるもんだから、この辺りの開発を含めて、海道するべを今後どうされるのか。

造ってからほぼ10年経過いたしますので、補助金の適正化あたりの縛りもなくなってまいります。基本のお考えだけでも結構でございますので、お示しいただけたらと思います。海道するべはどなたがいいですかね。——いいですか。では、お願ひします。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島産業支援課長。

○産業支援課長（三ヶ島正和君）

産業支援課からは、海道するべの今後の活用策についてお答えをいたします。

鹿島市産業活性化施設、愛称「海道するべ」は、加工研究の利用を通じた活性化を目的として建設された研修や研究のための施設であり、平成26年4月30日にオープンし、10年目に入ったところでございます。この間、計画に沿って地域農業の再生に向けた取組であります

とか、6次産業化、農商工連携に向けた取組、そして、観光資源としての活用の3つを施設運営の大きな柱として活性化を図ってまいりました。

施設の利用状況は年々順調に伸びてきており、これまでの累計では約3,600件、2万1,000人の方々に会議室や加工研究室を利用いただいております。加えて、観光やトイレ休憩などで施設にお越しになった方、来訪者は約20万人いらっしゃいます。また、これまでに施設利用を経て商品化につながった加工品は120を超えており、施設でのPR販売のほか、商品化された事業者の店舗や取引先でも販売されており、加えて、可能なものはふるさと納税の返礼品としても登録いただいております。

現在のところ、こういった商品や6次産業化、農商工連携の取組により開発された商品に限ってはPR目的の販売ができますが、補助目的に従った利用により、10年を経過すれば、必要な手続を経て、補助事業で定められていること以外の取組ができるとされております。海道しるべは非常に見晴らしのいいところでありまして、特に観光資源としての伸び代は大きいと考えているところであります。

今後の方向性、活用策といたしましては、施設利用者や来訪者の意見、要望等を参考にする一方で、6次産業化を含めた産業の振興でありますとか、ミカンやブドウの収穫体験といったニューツーリズムとの連携、イベント開催といった交流人口の増加に向けた取組など、今ある地域資源を生かしつつ、地域との連携による一層の活性化を図るべく、海道しるべのさらなる有効活用の可能性について、ソフト面での充実を中心に検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

ありがとうございました。この海道しるべの産業活性化施設につきましては、ちょうど10年経過する中で、本当に市のほうとしてもぜひこれを最大限に活用できるような取組を続けていただきたいということで今回質問をいたしました。

次に、4番目に挙げておりますのは、第七次鹿島市総合計画の中で、六次にはなかった項目として新たに盛り込まれたのが災害に強いまちづくりでございます。これについてはどうお考えなのか。

先日、5月の終わりにいろんな防災関係の会議があって、その資料もお示しいただいたんですけど、その資料を見る中でほとんどの内容が、災害が起きたときにどう対応して市民の方がスムーズに、災害に再度遭わないように、災害からの復興というのが非常に中身的に多いかなと思って見ております。

ただ、一番大切なのは、本当にこれだけ雨の降り方が異常に降る中で、少しでも災害に強

いまちづくりと考えたときには、本当にどうすべきなのか。これは前の市長の頃にも私は具体的に提案をしたんですけど、今、鹿島というのは、多良岳から有明海まで流れ込む大小の河川が22本ございます。この22本の河川の状況を見ても、ほとんどが山間部を通過して、そして、有明海に注ぎ込むという形で、非常に短時間で有明海に流れ込んでおります。だから、極端な言い方をしますと、この短時間で流れ込む水の流れる時間を少しでもカットするというか、時間を延ばせれば、案外災害は防げるんじゃないかなということでも私もいろいろ考えております。

それで、先般御紹介をしたのが、これは分かりづらいですから図でお示ししようということで準備をいたしています。

〔映像モニターにより質問〕

今画面のほうに映しましたが、これは鹿島市の山間部の現状です。大体両脇に山があって、一番低いところを川が流れています。そこにはおうちもあるし、道路もあるし、棚田もございます。だから、この真ん中の一番低いところに流れる川の横がほとんど、大型農機が入らないということで耕作放棄をされています。だから、河川管理をされているのは実際は県でございますので、県のほうに河川施設として改修していただいて、この耕作放棄された棚田を掘削して、ここで水が流れる時間を調整してやれば、私は鹿島の災害を防ぐ大きな対策にならないかなと思って、ここに具体的に示しています。

それともう一つは、その川の横にございます棚田の活用でございますけど、この棚田につきましては、武雄市もそうなんですけど、全国的に田んぼの排水する排水口のところに板をはめて、田んぼに水をためて災害をある程度防ごうという考え方なんですけど、これが田んぼ1枚当たり排水口につける板の値段が2千円もかからないもんですから、実際耕作されている方に渡っているお金もその程度だと聞いています。ただ、これではなかなか私は、本当に棚田を安心して防災のあれに使うとなったときにはもう少し手が打てるのかなと。

それともう一つは、棚田自体が今かなり耕作放棄をされまして、実際山のほうに上がってみますと、田んぼを使っておられるのは非常に少ない状況です。それで、写真も撮ってまいりましたが、これは浜川の上流の藤ノ瀬地蔵がありますけど、上古枝のほうの藤ノ瀬地蔵のちょっと上に上がったところがこういうふうには左岸のほうはかなり耕作放棄をされて土地が空いています。だから、ここに先ほど言いましたように、ある程度水を一定時間オーバーさせてここにためることで時間が稼げるんじゃないかな。

それともう一つは、この下流、下ったところの同じ上古枝でございますけど、ちょうど祐徳稲荷神社の上流のほうなんですけど、そこに上古枝橋という橋がございます。この橋の上流、下流とも2年前の水害ではかなりやられました。だから、そういうところも調べてみると、堤防いっぱいまで水が流れてきたよと地元の方がおっしゃるところを見てみれば、そこも左岸のほうは耕作放棄地なんです。だから、そこもある程度買い上げて、そこに川の水を

一時貯留するようなことをしないと、実際、今、浜川というのは祐徳稲荷神社から下流のほうは一生懸命河川工事もされています。ただ、祐徳稲荷より上のほうでは一切今のところ工事もございませんので、地元の人からすれば、これは本当に非常に怖い状況じゃないかなと思っっています。

それともう一つ、これは非常に分かりやすいんですけど、石木津、山浦のほうの谷なんですけど、ここも道路の横に川が流れて、写真のように、もうちょっと先のほうを見ますと、山際はほとんど耕作放棄をされています。

だから、こういう耕作放棄されたところを県のほうで買収していただいて、河川施設として安全対策に必要なことをしていただければ、やっぱり下流にお住まい、先ほどもコンパクトシティという話がございましたけど、コンパクトシティですするためには、ある程度上流で降った雨を調整しないと、圃場整備も進んではおるものの、棚田なんかはかなり耕作放棄されてしまったときには、降った雨がそのまま下流に流れてまいりますので、その辺りを含めて、ぜひ御検討していただきたい。

この件については、私も武雄にございます国土交通省の河川事務所の方ともお話をしています。それで、鹿島も令和2年7月に水害に遭った中で、この前に熊本の球磨川水系もかなりやられました。球磨川がやられたことで国のほうの動きとして出てきたのは、災害に強いあれをするために、流域治水という形で今事業に非常に国も力を入れています。だから、その流域治水を担当されている担当の方とお話をしてきたんですけど、確かに、武雄の場合は六角川という非常に大変な川がありますので、そういう意味ではもっと抜本的な防災工事をやってはおるんですけど、鹿島、太良については同じ地形で、こういうことで短時間で有明海に流れ込むような地形のあるところには、先ほど図で示しましたが、そういうふうな防災対策は非常に面白いですねと逆に言われて、私の作った図面を頂かれました。

だから、そういうことで市のほうとしても、具体的に、本当に災害に少しでも遭わないように、災害に強いまちづくりをするために、そういうふうなことも御検討いただけんかなと。特に河川工事については何も市のほうが予算をつけてするわけじゃございませんので、県のほうが全てやりますので、そこは市のほうが手を挙げて県に要望していただければと思います。

そういうことで、この災害に強いまちづくりというのは、災害が少しでも起きないように市としても取り組んでいただきたいという思いで今回質問に上げました。これについて御答弁をいただけたらと思います。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

浸水対策や洪水対策ですが、これを行う際は、まず、流域の浸水被害とかを想定し、効果的な対策を検討することから始めることとなります。

有明海に注ぐ河川につきましては、例えば、六角川などですね、河口より10キロ、20キロと有明海の満ち引きに影響を受ける河川から、先ほど御紹介がありました鹿島市のような標高七、八百メートルから河口まで約10キロ未満の勾配で急な河川があります。また、そこには流域が広い河川とか狭い河川、河川によって条件が様々で、下流の浸水対策もその河川に合った対策が必要かと思えます。一概的に調整池を造るのではなく、まずは降った雨がどのように来るのかという調査、解析を行いまして対策を立てるのが必要かと考えるところです。

議員の提案がありました耕作放棄地を活用した洪水調整が必要か否かは、規模も含めて、河川の地理条件とか計画雨量、想定被害範囲などを整理しまして、しっかりとした計画を立ててから整備となってきます。また、調整池設置の場合でも、ただ掘削するのではなく、災害を引き起こさないような頑丈なハード整備が必要になるのかなと思えます。

河川整備につきましては、河川の水系ごとに河川整備計画を策定しまして、計画的に河川整備を行っております。鹿島市内では鹿島川水系とか浜川水系の策定がされておまして、ただいま計画的に整備が行われております。また、他の河川についても順次、河川管理者である佐賀県が河川整備計画を立てていくということでお聞きしております。

また、浸水対策についてはハード事業とかソフト事業とかございますが、御承知のとおり、ハード事業は費用と時間がかかり、限度がございますので、自然の防災機能能力の保持やため池の事前放流とかクリークの前放流など、ソフト事業で効果がある流域治水の観点から対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

今の河川の安全対策については従来と全然変わらない答弁でございますので、その辺り、私もその程度だろうと思って、国のほうの河川事務所とも協議をしたところです。それで、国のほうの河川事務所としては、非常にそういう意味では前向きな答弁をいただきましたので、その辺りを含めて、今後とも鹿島市の災害から鹿島市を守る対策というのは私も頑張っていくので、どうぞよろしくお願ひします。

質問時間が非常に少なくなってまいりましたので、次に行きたいと思ひます。

次に、大きい5番目として挙げておりますのは、将来人口を考えた場合の人口減少問題を少しでも解決したいという思いで上げました。

それで、今回質問にぜひ上げたいと思っておりますのは、福岡県とか長崎県では県がかなり婚活を進めて、なるだけそういうふうな人口減少を少しでも解決したいということで取り組まれております。

それで、私もずっと調べる中で、福岡県では2005年から県による婚活交流イベントを年間で300回以上開催されているようです。今年度は例年の予算と比べても予算を倍増してAIを使った男女の相性診断までされて、1,000組以上の成婚を目指したいということではっきりそういうふうを目指しておられます。それと、長崎県のほうを調べても、今年度から84,500千円の予算を組まれて、若者に周知するためにウェブ広告なんか力を入れて、出会いの場を多くつくって人口減少を食い止めたいということで頑張っておられます。

それで、鹿島市のほうも、これは県が過去、10年以上前に1回、3年程度したことがございます。ただ、このときは3年程度で終わって、いろんな婚活をしようという取組はそこで終わって、現在佐賀県では取り組まれておりませんが、人口減少を食い止めるというのは佐賀県内でも大きな問題でございますので、まず、鹿島市としてぜひ取り組んでいただきたいなど私が希望しているのは、既に婚活の事業を民間のほうで実施されているところもございます。

だから、民間のそういうふうな取組が活性化するためにも、その団体あたりに助成するようなことを考えられないかどうか、お尋ねしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

人口減少の要因の一つとして、未婚や晩婚化ということが多く言われているというところがあります。それを解消する対策の一つとして、婚活事業の有効性はあると考えております。

その婚活事業につきましても、婚活セミナーや講座の開催、婚活イベントの開催や支援、結婚相談所の利用補助など、いろんなところで様々な形態で行われております。

ただ、議員おっしゃいますように、いきなり本格的に取り組むというのは確かに難しいというところもあると考えます。ですので、どういった事業、また、関わり方が鹿島市にとって効果的なのか。また、議員の質問にもございましたけれども、県レベルでの取組ということでは、佐賀県も「子育てし大県“さが”」ということでプロジェクトをされておりまして、その中でさが出会いサポートセンターなどの取組もされておりますので、そういったところとの活用、また、連携などと併せて、今後の課題ということでさせていただきたいということと考えております。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

ありがとうございました。人口減少対策というのは全国の自治体が抱えている非常に大きな問題でございますので、鹿島市としてもその辺りに意識を持って行って、そういうふうな

事業展開もできる方向で進めていただけたらという希望で申し上げておりますので、ぜひその辺りの検討もよろしく願いいたします。

それと、少子化対策で非常に私が気になりますのは、これも議会のたびに質問をしているんですけど、子育てしながら頑張っておられるお父さん、お母さん、この方たちが子供を連れて、本当に子供が熱心に遊べるような遊具というのがなかなか鹿島の場合は厳しいと思っています。

それで、県内の優れたそういうふうな子供たちが遊ぶ公園として鹿島で名前が挙がってくるのは中木庭ダム。中木庭ダムの上にある遊具のあるところが鹿島市では挙がってくるんですけど、それじゃ、あそこに鹿島市の人が行っているかといえば、ほとんど行っているのは車のナンバーを見ると長崎県ナンバーなんです。だから、鹿島市の人にとってはなかなか厳しいなと思って見えています。それとかあと、特に市のほうで力を入れておられるのは、蟻尾山公園のところいろんな遊具を整備するような形で予算もつけて頑張っておられると思うんですけど、ここも子供だけでは遊びに行きません。

だから、私は前回もちょっとこだわって言ったんですけど、本当に子供たちとかその親御さんたちが喜ぶ児童公園というのは、せっきく市のほうが指定されているのは市役所のそばの、ちょうど駐車場の一画なんです。前回の答弁でも、そこはなかなか公園にはなりません、駐車場として使わざるを得ませんという話だったんですけど、指定されている地図の範囲をよくよく見てみると、ほとんどが緑地帯ですよ。一部はそういうふうな駐車場の一部にもかかってはおるんですけど、あの緑地帯のところの子供の児童公園として指定されている場所じゃないかなと思っています。

それで、ここにもし児童公園を造れば、近くで頑張っておられる市民図書館あたりでもいろんな子供向けのイベントもされていますので、その辺りの相乗効果も非常に期待できますので、ぜひその辺りも期待をお願いしたい。

それとかあと、鹿島の歴史にも出てくる藤ノ森公園ですね。ここも従前は遊具がありました。ただ、今は全部撤去されて全然ございません。それと、この藤ノ森公園の周辺を見ると、若い方が住む住宅地がかなり整備されてきていまして、この辺りに遊具を整備していただけたらなという思いで見えております。

それと、前回質問をいたしました井手分地区は宅地開発がどんどん今進んでいます。だから、入居されている状況を見てもほとんど若い御夫婦なもんですから、この辺りも将来は児童公園の整備計画あたりをぜひ考えていただきたいということで、今3か所の児童公園の整備を問題に上げたわけですが、鹿島市内にはそれぞれ小学校がございますけど、小学校ごとの生徒数の状況を見ても、児童公園の整備状況というのは非常に偏っています。ほとんど七浦地区もないような状況でですね。それじゃ、浜もあるかというぎ、浜も公園に一部あるだけで、なかなか整備の仕方というのが均等にはできておりません。

だから、その辺りを含めて、ぜひ今後とも子育てされているお父さん、お母さんを支援するためにも、その辺りの遊具の整備というのはぜひしっかりやっていただきたいということで、答弁をいただけたらと思います。時間もございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

それでは、公園について御答弁をいたします。

まず、中川児童公園ですが、議員おっしゃいますように、市役所大駐車場の奥側の緑地帯のところはその場所になりますけれども、実際のところ、今緑地帯になっているところは都市計画図にあります緑の枠の半分程度になっていまして、半分はまだ駐車場として利用しているということですので、数十台のスペースはまだ駐車場であるという形になります。今後、市民文化ホールもオープンするとか、そういった駐車場の需要も引き続きございますので、当面は中川児童公園は現状のままという考え方でおるわけです。

遊具全般の新規設置の考え方ですけれども、今、鹿島市としては都市公園長寿命化計画に基づいて、まずは今ある遊具を安全に長く利用してもらおうということで、修繕、更新というところに重きを置いているということでございます。市民図書館との相乗効果という点についても、もし将来、児童公園の供用開始、遊具設置という段階が来ましたら、市民図書館とも協議を行いながら、エリア全体で楽しんでいただくような検討が必要かと思っております。

それから、藤ノ森公園ですけれども、ここは地元の区が土地を所有されて維持管理をなさっておられます。現地を確認させていただきましたけれども、確かに遊具のほうは撤去された状態ということでございました。ただ、公園の入り口のフェンスに、この遊具は自治宝くじの助成を受けて整備されましたというような古い看板も残っておりますので、戻って確認しましたところ、過去に自治宝くじの助成を区の自治会名で受けていらっしゃいましたので、そういった整備のやり方も今後もあるのかなというふうに考えております。

また、小学校区ごとのバランス、それから、最近、分譲住宅が多く建っているエリア、そういったことも検討しながら、次の都市計画マスタープランの見直しの際などは検討すべき課題だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

5番池田廣志議員。

○5番（池田廣志君）

それぞれありがとうございます。一応私も議員としていろんな鹿島の課題を勉強する中で、ぜひこの辺りも解決をしていきたいということで質問いたしました。

今後ともまた鹿島市民のためにお互い頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく
お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時30分から再開いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告いたしました件について質問していきたいと思います。

市議会議員選挙が終わって、はや2か月たちました。今回の市議会議員選挙は、国の岸田
政権が進める憲法違反の大軍拡の中での地方の政治が危機に立たされ、国民の命と暮らしが
脅かされている中での選挙戦だったと私は思います。私は選挙を通じて、国の悪政の言いな
りにならず、鹿島市が地方自治体の本来の役割である住民福祉の増進を図ることができるよ
うにと、何とかしてその力になれるようにと必死で頑張りました。多くの市民の皆さんのお
力で今回ここにまた立つことができました。全ての市民の皆さんのおかげだと本当に感謝申
し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、今回の選挙戦の中で市民の皆さんの生活の実態を新たに知ることができました。引
き続くコロナ禍による生活苦、そういうことなど直接皆様の声を聞くことができました。高
齢化が続く農家の声、十分な農作業もできなくなり、食べるだけがやっただという人、漁民
の皆さんは海面漁業が全くできない、特にノリ業者の人たちの状況は大変なものです。若い
御婦人が駆け寄ってきて、何とかしてください、今年9,000千円上がりました、しかし、
6,000千円は必要経費で飛んでいってしまったんですよと。特に子育て中の若い人たちは、
何年も続くノリのこのような状況の下で、多くの借金もあり、今後どうして暮らしていけば
いいのか、特に子育てが十分にできない状況なども訴えてくださいました。子育て世代の経
済的な問題、このことから子育てに関する声も多く聞かれました。特に今、最低賃金の非正
規雇用が広がっています。今、母子家庭も多くなっている中で、女性の雇用条件は非正規が
多いという中で、その暮らしぶりは想像できると思います。年金暮らしの高齢者の方は、
やっとな生活をしているのに、僅かな年金は引き下げられる、物価は切りなく上がる、医療費
も上がって病院も我慢ですよ、何とかしてください、こうおっしゃいました。それに付け加
えて、もう年寄り死ねということですかと、このようにおっしゃった方もありました。商
売をされている方は、時々給付金などもありましたが、申し訳ないけど力になりません、税

金を払うのに借りをし、仕事を辞めたほうがと思いますが、それはできません、これからどうなるか心配ですと。国は軍事費の計画をしているようですが、今私たちの暮らしに使ってもらいたい。鹿島市は駅前開発などの計画があるようですが、今の鹿島はそんな段じゃないのではないですかなど、いろんな意見を聞いてきました。

今回、私は福祉の問題を質問しておりますが、これはこれまでも私が取り上げてきた問題です。今回の選挙を通じていろんな問題があるわけですが、市の努力で市民の皆さんの出費を少しでも少なくすることがまず急がれるのではないかと思います、以下の質問をいたします。

まず、教育、子育ての問題についてです。

学校給食費の無償化について。

教育費負担の重さが少子化の大きな要因の一つになっていることは誰もが承知のことだと思います。いざ子供を産み育てたいと思っても諦めなくてはいけない、そんな社会の仕組みを改めなくてはならないというのが今大きな課題ではないでしょうか。

私はこれまでも何度も給食無料化を取り上げておりますが、これまでの一貫した答弁は、法律上そういう制度になっていない、給食に係る経費は、施設整備などは市が、その他食材については保護者がというようなお答えが続いていると思います。昨年12月の課長の答弁は、財政的な部分とか、財政的なところまで細部を煮詰めてというところまではいいない。今まだ継続検討といいますか、していく必要があるというふうに思っています、この答弁を聞きますと、やはり財政問題だと思いますが、今回は学校給食の原点に立って、ぜひ無償化を考えてもらいたいと思います。

改正された学校給食法の目的は、従来の学校給食の普及、充実にとどまらず、学校給食を活用した食に関する指導を通じての食育の推進が加わったといいます。私は無償化を訴え続けてきましたが、なぜ無償化をしなくてはいけないのでしょうか。まずは父母負担をなくすことにありますが、基本的な問題は憲法第26条です。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」「②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とあります。

しかし、これには無償の範囲を明らかにされておりましたが、この件については、これまでの国会答弁で明らかにされています。これは非常に重要なことだと思います。

1951年3月、義務教育費の無償の範囲についての政府の国会答弁がっております。参議院文部委員会で当時の初等中等教育長の答弁です。「憲法に定められております義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現いたしたいということは、政府としての根本的な考え方でございます。」、途中略をしますが、「義務教育を教育として実施する場合に必要な経費は、これを公共のほうから出しまして、義務教育を受ける立場からは、これを無償とすることといたしたいというふうな理想を持っておるわけでございます。則ち、その内容と

いたしましては、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食というふうな、なおできれば交通費というふうなことも考えており」、その後ありますが、略をします。その後、この答弁については変わらないということを文科省は認めています。憲法を前向きに解釈すれば、学校給食は直ちに無料にすべきだということです。

ただ、政府はそうでないようです。全国で、お隣の太良町のように無償化の取組が進んでいるところが増えています。地域で取組が進むことが政府を動かす力にもなると思います。鹿島市でも早急に無料化の実現をお願いするものですが、まず、これまで市の答弁は国の方向とは違ったものだったと思います。これについてどのようにお考えなのか、まずお答えください。

あとは次に質問いたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

これまで何度か給食費の無料化、無償化については御質問いただいているところです。国のお答えと私どものほうでお答えした内容が少し違うんじゃないかということでしたけれども、基本的には、議員おっしゃるように前向きに捉えれば、憲法の理念にのっとり義務教育無償化に向かうほうが理想だというふうには思っているところです。

2年ぐらい前ですかね、岸田首相のほうも学校給食についての答弁があったと思います。基本的には学校給食法が定めている内容、我々が今までお答えしてきた内容と同様の答えを答弁されていると思っておりますので、特に国のほうと我々、理想は一緒ですけれども、答弁のほうが国の考え方と全く違うということはないというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今までと同じような考えだと思いますが、やはり国会でちゃんとしたそういう答弁があるんですよ。そして、憲法に保障されている、そういうことはしっかりと地方自治体も守っていかなといかんと。国の言うこと、これが一番だと思いますよ。それぞれ地域の事情もあるでしょうね。しかし、やっぱりそれでは本当に子供たちの、何のために憲法があり、そういうことが言われているのか、また、国会での答弁があっているのか、その答弁についてもいまだに変わらないということを後々の国会でも答弁されているんですよ。そういうところはやっぱり重んじていかなといかんとと思いますよね。一番は財政の問題もあると思いますよ。しかし、今本当に子供たちがどういう立場に置かれているかというのを十分に知って

いただきたいと思ひます。

あと答弁は同じになると思ひますので、私は多くは言ひませんが、今回の選挙で皆さんも御覧になったと思ひますけど、ここに座っている議員の何分の1でしょうか、無償化を挙げていますよね。学校給食無償化を挙げていらっしゃるんですよ。今回の質問で皆さんがそれを言ひていただいたらもっと力になったと思ひますがね。そういう皆さんのお考えもあるんですよ。ということは、それだけ市民の皆さんの要求が強いということなんですよ。同じ答弁の繰り返しになると思ひますが、ぜひ私は国の憲法を、国の答弁をしっかりと捉えて、早い時期に給食費の無償化に取り組んでいただくことをお願いして、この問題は終わります。

何かありましたら言ひていただけていいですけど、やっぱりせんばらんということなら言ひてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

先ほど憲法第26条の件を出されまして、国会答弁が1951年ですから昭和26年ですね。その辺りを受けて、教科書の無償化がやっと昭和40年代から始まりましたので、国もいろんな段階を踏みながら次の段階に進んでいるのかなと思ひております。この給食費の件につきましても、私どもも国にこのようなことをお願いしていきたくたい。

3月も答弁いたしましたけれども、現在の鹿島市の財政状況で、全額無償化で約120,000千円程度が必要と。例えば、中学校3年生1学年ですと約15,000千円程度。

私が一番心配をするのは、今、鹿島市の財政状況を考えたときに、その給食費を無償化したら、単純に学校教育費が減らされるというところが一番心配なわけですよ。ですから、教育を預かる者としては、現段階での無償化は非常に厳しいと。

ただ、全庁的に子育て施策を考えていく中で、この給食費の無償化というのがいろんなほかの子育て対策の中でどのような段階でできていくのか、それは今後も検討していきたくたいと思ひております。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この給食費の無償化、実は私、本年6月7日に全国市長会がありました。1,000ぐらいの自治体から市長が来られておりましたし、町村会でもこういうふうな動きがあっているというふうに思ひますが、やっぱりおっしゃったような給食の無償化については、国のほうに重点の要望事項として、我々市長会からも要望事項として上げております。それで、自治体の規模であったり、財政力であったり、そういうのでできる自治体とできない自治体、そ

うふうな教育の不公平感があってはならないということをその会でも言いまして、今実際には給食を自治体でやっている自治体、それから、給食に取り組んでいない自治体もありますので、そこら辺の問題もありますが、やはり基本として、子供の給食の無償化については国が率先してやるべきだということを全国市長会の中でも皆さん方と共に訴えてまいっておりますので、そのことを付け加えて報告したいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ御答弁いただきましたが、最終的には財政ですね。教育長がおっしゃいましたが、企画財政課どうなんですか。給食費を無償にすることでほかの教育費が減らされるんじゃないかと、そういうことを教育長は心配してあるんですよ。企画財政課はそういう指導をしているんですか。おかしいじゃないですか。ほかにいろんな鹿島市の行政は取り組まれておりますが、こがんとばせんばいかんかいというような莫大なお金も出ていますよ。そういう面で、今特に少子化も問題になっておりますし、この物価高の中で市民の暮らしが落ち込んでいる中で、何とか子供たちの学校給食費だけはという、国だってそれをしなくちゃいけないというのは出しています。何も動きませんよね、今。岸田さんだって学校給食云々と言いましたが、何の動きもないですよ。全国市長会なんかで要請を出されておりますから、それがどんなに力になっていくか。ぜひ力になってもらいたいんですが、やっぱり鹿島市では財政が一番あるようです。企画財政課どうですか。その辺について、これからの子供たちのこと、鹿島市の未来を考えると、一番大事な子育ての問題で、財政も思い切った財政力をつくっていただきたい。大変なのは分かりますよ。しかし、そうじゃないのもいっぱいあるじゃないですか。今、教育長の答弁を聞いて、ほかのにしわ寄せが来るんじゃないかという心配をされている。こういうことでは駄目ですよ。何とかしなくちゃいけないと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

お答えをいたします。

先ほど教育長がおっしゃられた不安というのは、教育予算だけでなく、全体の予算の中で限られた歳入というのが鹿島市の分はある、どこの自治体でもありますけれども、その中でどこかを新たに捻出すれば、どこかにはしわ寄せが来るというのは、限られたパイの中では起こり得る状態ではあります。その中で何が重要なのか、していくのかというのは庁内で議論を深めていく必要がありますし、それを全額完全無償というのは一気ににはできないまでも、そういうのを近づけていく一部の軽減とかいうのは検討をしている段階にあると考え

ております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

一気ににはできないということですが、給食費の無償化をまず企画財政課に答弁させるのもおかしいですが、今こういう答えが出ましたので、学校給食費の無償化、いろんなことを抜きにして大事だというお考えはありますか。企画財政課にお尋ねするのはおかしいですが、どうぞ。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

先ほどの答弁で述べましたように、子供たちの生活、給食費の無償化というのは、我々の自治体だけじゃなくて、ほかの自治体も同じ共通課題なんです。やはり今取り組んでおられる自治体と取り組んでいない自治体、それにはさっき言ったような財政力のいろんな問題があります。そういうことがあるからこそ、国のほうでこの給食費の無償化については財源の確保をお願いし、全国の子供たちが一律に同じ恩恵を受けられるようにしてくださいというのが我々の思いです。

そのような中で、じゃ、鹿島はどういうふうなことができるのかというのを、やはりその限られた財源の中で捻出をしていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は理解できないんですね。どこの自治体だってそれなりに財政が豊かだということじゃないんですよ。どこに重点を持っていくかということで取組をされていると思います。一番はやっぱり国が悪いですよ。声だけ上げて、あとはほったらかし。今度だってそうですよ、子育て支援の問題だってね。そういうのに対してやっぱり地方からそれを押し上げていかんといかんと思います。もうこれ以上言いませんが、早い時期にこの実現を望むわけです。特にさっきも言いましたが、何人もの議員が今度無償化を挙げているんですよ。それだけ大事なんですよ。ぜひ御理解いただきたいと思います。教育委員会としても大変でしょうけど、お願いをしたいと思います。

じゃ、次に移りたいと思います。

次は、未成年者への国保税均等割の廃止について。

皆さんから共通して出てくるのが、やっぱり国保税が高い、もう少し何とかならないかという声です。これはずっと引き続いています。これまでも繰り返し訴え続けてきましたが、進展は全くありません。

昨年4月から、国は国民の強い要求に応じて、未就学児に係る均等割の保険料について、その5割を公費で軽減しました。最初言いましたように、コロナの影響などもあり、市民の経済はますます大変になっています。特に国保加入世帯は年金生活者、非正規雇用で働く人、無職の人などが加入しています。それまでは農業、漁業、自営業者の人の加入でした。しかし、こういう皆さんも高齢化が進み、大変な状況にあるのが現状です。

特に国保税が高いのは、何といても均等割制度があることが最も大きな要因になっていると思います。家族が増えれば均等割が増える。それも収入のない未成年者にまで全てかかるという制度の在り方自体おかしいではありませんか。全く収入のない未成年者が税金を払わなくてはならないということでは。今、少子化問題ですが、このような状況だから、子供を産みたいと思っても簡単に産めない状況です。これまでもいろいろと御意見をいただきましたが、もう理屈ではありません。何としても国保税の重みから市民の暮らしを守るために、まず未成年者の均等割をなくすことを要求するものですが、その後、この問題についてはどのような協議がなされ取り組まれているのか、お尋ねをします。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

均等割軽減に対する市の考え方ということでお答えをいたします。

議員御質問の子供の均等割額の廃止でございますが、市としての軽減に関する考え方についてお答えいたします。

現在、市における国保関連の条例改正は、国の方針や法律等の改正に基づき実施しております。国保税の在り方など制度の根幹となる基本的な部分の取扱いについては、国で検討し、決定されるべきものだと考えております。

子供の均等割額の軽減につきましては、これまでの市町村の要望を踏まえまして、全国知事会や市長会、関係機関から国へ要望してきた案件でございます。

国会での未就学児均等割額の成立の際には、今後も国と地方の協議の場において議論を続けていくことが示されております。現在も知事会や国保関係機関から対象範囲や軽減割合について、さらなる拡充を実施するよう要望、提言等がなされております。

また、税の負担軽減を行う場合は、その財源補填が必要となります。子供の均等割を軽減する場合も、国、県からの財政措置が一体的に実施されることが求められますので、今後も国、県の財政支援の下、国の方針や法律に準じた未就学児均等割額軽減を実施していくよう

に考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

答弁は変わらないと思いますが、大体これを全部無償にした場合に幾らになるか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

議員、19歳未満ということでよろしいですか。分かりました。

現行制度の均等割5割軽減を適用した場合は、対象者659人に対し、軽減額は約6,964千円、これを10割軽減した場合は、軽減額は約13,929千円となります。

それと、19歳以下について全く均等割をなくした場合、この場合は軽減対象者が692人になりまして、均等割額の合計額が29,800円になっておりますので、掛けますと19,638,200円ということになります。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど国保税の問題で質問をいたしておりましたが、お答えは今の状況では変わらないと思いますが、私はお願いをしたいと思います。やっぱり今特に各家庭の経済状況は大変になっているわけですが、こういう中で、少しでも各家庭の支出を少なくすること、それと、未成年者から税金を取る、これは国の制度でもありますから、どうしようもないと言われればそれまでですが、それでは済ませないわけですね。だから、そういう問題についてもぜひ今後、市としてできるのがどこまでなのか、その辺の検討をしていただくということと、先ほど市長からもありましたが、国に対しての要求も市長会その他からあっています。最近も出ていますよね。そういう本当に全自治体が努力しながら国を動かそうとしているわけですから、そういう中で、自治体で、鹿島市でどれだけのことができるか、ぜひ研究をしながら、

皆さんが安心できるような形での取組をお願いしておきたいと思います。

次です。

次は、高齢者が安心して暮らせるようにということで出しておりますが、私自身が高齢者になったせいでしょうか、高齢者の方たちのいろいろな動きや生活がこれまで以上に気になるようになりました。また、高齢者の方から声かけ、相談も多くなりました。特に感じるのは、おひとり暮らしの高齢者が増えたということです。買物に行くのが不自由だ、病院へ行くのが大変、食事の準備がなかなかなど、ひとり暮らしの高齢者の方たちは非常に普通の日常生活が困難な人が増えられています。これまで長い間頑張ってきた高齢者の方たちが、これから安心して暮らしていけるという年齢になってから、この安い年金生活、病院へ行きたくても十分に行けない、趣味など楽しいことがしたくても、経済的にその段ではないなど、お年寄りの方から、もう楽しみもなかばい、死んだほうがましばいなんかの言葉が出るのは無理なことないと思います。特に今物価は異常な値上がり、そして、高齢者の医療費も値上げされる状況です。

いつも私は言っていますが、高齢者が増えて医療費が多く要するというので、高齢者は差別医療制度の下で非常に苦しめられることになりました。現役世代の人と高齢者と分けられた保険制度がつけられたからです。高齢者の方が急に体調が悪くなってもすぐには病院へ行こうとされない。病院代のこと、タクシー代のことを考えれば、これくらい我慢をというのも珍しくありません。ひどくなり、担ぎ込まれるという事態もありました。このようなことは絶対にあってはならないことです。

前回の答弁でもいろいろとお答えをいただいております。困っている人を優先になどもおっしゃっておりますが、それすら十分な手だてはできておりません。つい先ほど後期高齢者保険の年間の納税通知が届きました。税金についてはしっかり年金から差し引かれるわけです。税金は差し引かれても、病院には行けないなら何のための税金なのでしょう。後期高齢者の75歳以上の医療費は無料にすることを強く訴えます。

次の問題です。

次に、高齢者が病院へ入院をして、在宅可能な状況になって一番心配なのは、入院中、痴呆の症状が出るということです。家族のいる人は自宅に帰ることができますが、ひとり暮らしとなれば、自宅に帰っても食事の準備はもちろんです、1人で生活できる状況ではありません。痴呆の症状がなくても、手術後のケアが自分ではできないということもあります。そのようなときにどうしても施設入所が必要になるんです。病院から退院をと言われると、すぐに入所ができる施設はありません。つい最近も手術を終えた男性が退院ということになりましたが、自宅に1人帰れる状況ではありませんでした。もちろん痴呆の症状はありませんが、手術の後のケアが大変な状況なんです。それで、車椅子まで使わなくてはいけない状況でした。市内はもちろん、市外まで手を回して探しましたが、3人待ち、5人待ちと返事が

返ってきます。もちろん施設に入っていらっしゃる方はよくなって帰るということはほとんどありませんから、どうなることかと途方に暮れました。幸い1部屋空いた施設に出会いましたので、そこにお世話になることになりました。本当にそのときは安心しました。しかし、このようなことは珍しいことではありません。このようなことをなくすために、独り暮らしの高齢者が退院後、安心して生活できる場所がどうしても必要だということを私は今痛感しています。

まず、お尋ねをします。

高齢者がこのような状況で困っていらっしゃる、このことを市長は御存じでしょうか。お答えいただきたいと思います。まず、高齢者の問題、2つお答えください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

高齢者が病院から退院されるとき居場所ということですが、確かに今、後期高齢になられた方が団塊の世代も含めてかなり増えてきています。そういう人たちをこれからどういうふうに地域が見守るかというのは大事だと思っておりますし、今、議員がおっしゃられるようなケースは多分あるというふうには思っています。ただ、私のほうに直接そういうのが今報告として上がってきておりませんので、そういう事態があれば、どういう対応をしていくのかというのは我々も考えていかなければいけないことだと思っております。

おっしゃるように、私の地域とか、いろんな地域で高齢者が独り暮らしでおられる方がずっと増えてきております。そういう方たちをどのようにして見守っていくのかということがこれからやはり求められてくると思いますので、いろんな形で相談をしながら、我々も対応をしていかなければいけないというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の御答弁で、そういう状況が上がってきていないとおっしゃいましたね。上がってきていないというのはおかしいですよ。福祉の方もちらほら御存じだと思うんですよ、一緒に活動したりしていますからね。ただ、それが上がってきていないなら、私が今の状況を言っているんですよ。こういうのがあるんですよ。ますます増えていくんですよ。本当にそういうお年寄りの皆さんの不安というのはどういうものか分かりますか。行くところもない、見てくれる人もないとき、病気を抱えて、ようになったとはいっても、高齢になってこれからどうなるか分からないというようなときに、落ち着くところが見いだせないという、こんな寂しいことはないと思うんですよ。こういうことが絶対にあってはならないと私は思います。私もしばらくのうちに何件かその問題を見ましたよ。そして、実際に対応させていただいて

おりますけど、本当にその場に行かないと分からないんですよ。自宅に帰られて、やっと思うときにどうにもできない、その皆さんの寂しさというのを考えてください。だから、私は、御存じなかったかも分かりませんが、そういう現状にあるというのは、今もおっしゃったように、周りにいっぱいいらっしゃるわけですから、そういうことが起きてからでは遅いんですよ。

だから、私はこういう施設、今ここにデイサービスだとか、いろんなお年寄りの施設はあります。それも小さなところですから、なかなか部屋は空きませんよね。しかし、それをしないと大変なんです。今、病院に入院をして、手術が終わって、ある程度になるとすぐ退院してくださいですよ、御存じだと思いますが。そんな長く置いてもらえませんか。ある人なんか、病院に頭を下げて、頭を下げて、どこか探しますから待ってくださいと言って置いていただいたこともありますよ。今そういう状況があるんですよ。誰もが年を取っていきます。だから、ぜひ私は――すぐはできないと思いますよ。しかし、市としてそういう施設を造っていく、このことだって考えられるんじゃないかと思いますよ。

例えば、今は民間の病院が入っていますが、社協が経営していた、あそこは何ですかね、私のうちのすぐ下に高齢者の施設がありましたよね。ああいうところなんかを市が確保して、そういう皆さんに入らせていただくとか、いろんなことができたんじゃないかと思うんですよ。当時は私もそこまでせっぱ詰まっていなかったから、そういう意見は申し上げておりませんでした。何とかこのことについては取り組んでいこうという立場に私は立っていただきたい。そうしないと、これからの高齢者の方たち、安心できないんですよ。そのまま放り出すわけにはいかないんですよ。ぜひその辺について今後の計画として考えていきましょう。そういうところまで私は言うていただきたいと思うんですが、どうしても必要なことです。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

高齢者の施設入所というふうなことでお答えいたしたいと思います。

現在、高齢者が入居できる施設といたしましては、有料の老人ホームや介護保険適用の入所サービスがあります。このうち、介護保険が適用される入所サービス等は、杵藤地区広域市町村圏組合の介護保険事務所が所管をいたしております。介護保険が適用される施設といたしましては、在宅復帰を目指してリハビリケアなどを行う介護老人保健施設、常時介護で住宅生活が困難な人に生活支援や介護を行う介護老人福祉施設等がございます。

この介護保険適用の入所サービスを希望される方については、入所までの期間後、訪問介護、通所介護、ショートステイ等の在宅サービスを御利用いただくこととなりますが、市の

包括支援センターにおいても地域で暮らす高齢者を支援する事業がございますので、これらのサービス提供により高齢者を支援してまいりたいと考えております。

また、市においても包括支援センター等への相談内容等から、環境的、経済的な理由から自宅での生活や養護が困難と判断される65歳以上の高齢者を対象にしまして、措置入所として養護老人ホームへの入所を実施しております。入所の判断については、関係課、社協、保健所、高齢者施設等で構成する入所判定委員会を開催しまして実施しております。

なお、入所までには至らない介護認定を受けた在宅高齢者につきましては、介護支援専門職員のケアマネジャーが個別のプランを作成し、このケアプランに基づく各種サービスを提供しております。在宅での生活を支援しており、現状の体制で高齢者支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

高齢者の医療、介護、予防、生活支援及び権利擁護の問題については、地域包括支援センターへ御相談をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろんな制度のあることを言っていただきましたが、まず、それを知らない人が多いですね。知らない人がというか、私たちも十分分からないものもありますが、しかし、そういうことにして、例えば、あったにしても、人数の制限があって今入れないんですよ。そういうところを改善しないと、幾らいい制度があって、こういうのがありますよというたつて、そういう関係のところを手を打ってもなかなか入れない。正直言って、施設に入られている高齢者というのは、そこでよくなって帰るということはないですよ。そういうことを考えますと、本当にいつまで待たなくちゃいけないかと、そういう心配はありますよね。だから、私は今言っているんです。いろんな何があります、かにかありますけど、それに該当できない、それがいっぱいあるんですよ。それから、有料のいいところに入れてもいいということもありましたが、誰もがそこには入れません。僅かな年金暮らしをしているお年寄りの人たちが、そういうことはできないんです。

だから、いろんな今おっしゃったことは分かりますが、そういう中で、どうしても定数の制限がある、施設の制限があるということで入れない今の状況をどうしようかということ私には言っているんです。私自身これまで何件もそういう経験をしておりますから、その都度本当にそういう人たちに申し訳ないと思いながら取り組んできたんですよ。安心させることができずにですね。だから、そういうのに対して、今後の対応として何らかの形で考えていかないと、高齢者の数はますます増えてくると思いますよ。年齢が上がると病気にかかる人も多くなると思うんですよ。だから、そういう状況の中で何らかの対応をする、そういう場

所をぜひ保険健康課なり、そういう特別のプロジェクトをつくってでもいいと思いますので、今後の鹿島市の高齢者のために、私はぜひ取り組んでいけないかなと思っておりますので、どうでしょうかね。少し市長考えてみてはどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現状としては、先ほど申しましたような形で高齢者支援のほうを進めていきたいというふうに考えておりますが、こういった状況を介護保険事務所とか県のほうにお話はつなげていきたいというふうに考えておりますし、今年度県のほうも高齢者計画の改正を行うようになっていきたいと思いますので、そういった計画の中で、高齢者の入所関係の取組等を掲げられるような部分がありましたら、そういうふうなところを参考にして対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

やっぱり本当に今の実情がお分かりになっていないと私は思います。残念ですがね。そういうことで、もっと実態をぜひつかんでいただきたいと思います。

それから、先ほどから申し上げておりますが、もう一つだけ、独り暮らしの高齢者がいざ病院に入らんといかん、手術をせんといかん、施設に入らんといかんという、その人を保証じゃないですけど、後見人というのが要りますね。私、これをどうしたらいいかなと今思っています。

と申しますのは、私も何人かお世話をずっとしてきておりますが、お世話をし続けた人を病院に連れていくと、後見人としてなってくださいと言われるんですね。なったっていいですよ。今度は後見人になって、いざ手術をせんばらんと後見人の印鑑が要ると、そういう状況。それから、在宅介護、またほかのところに入所していいということになりますと、そのとき出るための了解の印鑑。そして、今度は入所をするときの施設への印鑑。本当に1人お世話をし出したらずっと、極端に言えば亡くなられるまで離れられない。それでいいですよ、それはそれでいいです。

ところが、考えてください。そういう人をつくることができない人、そういうつながりができない人、お隣のおばさんをお願い、みんなそうなかなかできませんよね。だから、私、そういう独り暮らしのお年寄りの人たちが入所したり、病院に入ったりするときの後見人といえますかね、家族のいらっしゃらない人たちの対応を市のほうでできないのかなと。例え

ば、これこそ社協だとか福祉だとか、そういうので今なさっていないんですか。そういうのは私はぜひしていただきたいと思うんですよ。私がすること自体は何もいりませんよね。しかし、そういう人が増えていくときに、私はどうなるのかなと非常に心配をしておりますが、そういう取扱いは今どうなさっているんですか。お答えください。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

私のほうからは、高齢者の権利擁護ということでお話をしていきたいと思います。

高齢者の権利擁護ということで、市のほうでは成年後見制度利用支援事業というものがございまして、これを実施しております。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断力が不十分な人が経済的な不利を受けたり、生活上の不自由を解消するために、成年後見人などの支援者を法的につけて法律行為を実施する制度のことです。

成年後見制度は、判断力の程度により後見、保佐、補助の3つの区分がなされております。成年後見人は、常に判断力が欠けている方への適用となり、全ての法律行為を行います。保佐人は、判断力が著しく不十分な方への適用となり、基本的に法律上に定められた重要な行為の同意が付与されております。補助人は、判断能力が不十分な方への適用となり、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行うこととなります。以上のように、判断力の程度に応じて成年後見制度の利用が区分されております。

支援の内容ですけれども、成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの財産管理と医療、介護などの身上監護の2つに大別されます。財産管理は、預貯金の管理、税金や水道光熱費などの支払い、不動産などの管理、遺産分割などになります。身上監護は、介護、福祉サービス利用の手続、施設への入・退所の手続、費用の支払い、医療機関の受診に関する手続、要介護の認定などになります。

市が実施する成年後見制度の市長申立てについて御説明いたします。

日頃の生活や将来の暮らしなどに対して不安がある高齢者の相談は保険健康課内の地域包括支援センターで行っております。また、その中で成年後見制度の利用等についても検討をいたしております。

保険健康課では、包括支援センター等への相談により、身寄りがなく、判断能力が不十分な高齢者や、家族があってもDV等により隔離が必要と考えられる判断能力が不十分な高齢者等を擁護するため、庁内で組織する判定委員会に諮り、家庭裁判所へ市長申立ての方法で審判請求し、成年後見制度を利用いただいております。通常、成年後見制度の申立ては家族や身寄りの者が行うこととなりますが、市で実施する成年後見制度の市長申立ては、身寄り

がないことや家庭環境等により後見制度の申立てを行う者がいないことが条件となります。

なお、成年後見の利用については、医療機関や介護施設、ケアマネジャー、民生委員さんなどからの相談を受けることもございます。高齢者の権利擁護や生活支援等については包括支援センターまで御相談いただきたいと思います。

また、令和5年7月に藤津鹿島地区成年後見センターが開所します。嬉野市、太良町、鹿島市の広域における成年後見に関する中核機関となります。成年後見制度についての周知を図り、制度の利用支援や掘り起こしを行う広域の支援組織となります。全国的に高齢者が増加する傾向にございます。特にこれからは団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者の割合も増加傾向にあります。また、核家族により高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。そのうち、認知症や障害などで自分自身の財産管理、身上監護が難しい方もおられます。このような方々の相談や成年後見制度の利用促進、後見人の受任調整などを行う機関がこの藤津鹿島地区成年後見センターとなります。

なお、国は令和6年度を目標に、全市町に対し成年後見センターの設置を要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今すばらしい制度を述べていただきましたが、あまりにも複雑ですよ、複雑。お年寄りがいざというときは即やらずにちゃいけないですよ。本当にいろんなこうこうありますが、それをクリアしてからでは遅いんですよ。だから、そういうのに対応できるようなことを私はぜひしていただきたい。病院に入院するといったって、今すぐせんといかんと、すぐ手術と、いろんなのがあるんですよ。そのときに、さあ、申請して、さあ、何だかんだと、そういう余裕はないんですよ。

だから、もう少しこういう問題については、すばらしい制度があることは分かりますが、やっぱりもっと早急にできるような対応を、そこまで行く間に福祉課、社協が積極的に取り組んでいただくという立場に立っていただきたいと思います。

もう一点お答えいただいているのは75歳以上の医療費の無料、これはやるということで言われなかったか分かりませんが、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

75歳以上の医療費無料化をというふうな御質問だと思います。

現在、県内の75歳以上の後期高齢者の医療保険事業につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合で実施しております。

今国会で後期高齢者医療制度の見直しを含めた全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されております。後期高齢者医療については、医療費に係る費用負担の見直しを含む内容が盛り込まれる内容となっております。

後期高齢者医療制度の導入以降、現役世代の負担が大きく増加しており、令和4年度時点の現役世代1人当たりの支援金の伸び率は平成20年度比で1.7倍と、後期高齢者1人当たりの保険料の伸び率1.2倍を大きく上回っています。当面の現役世代の負担上昇を抑制しながら、中・長期的な人口動態に対処できるよう、今後の後期高齢者の保険料と現役世代からの支援金の伸び率が同じになる負担率の設定へ見直す内容となっておりますが、その際には後期高齢者の保険料引上げが必要とされており、低所得者層の増加を避けつつ、高所得者層に追加負担を求める能力に応じた負担となるよう、保険料額上限の見直しや所得に係る保険料率が引き上げられる内容となっております。今後も後期高齢者医療制度を安定的に継続的に運営するには、これまでと同様に高齢者の負担をお願いしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

高齢者の問題はこれからまだいろいろ深いものがあると思いますが、医療費ぐらいいはというんじゃないですが、やっぱり安心して老後を暮らせるような対応をする。国もいろいろいいことを上げていますよ。しかし、具体性はないですね、子供の問題も、高齢者の問題も。そういう状況です。いろいろは申しませんが、ぜひその方向で私は進んでもらうことをお願いしておきたいと思います。

じゃ、最後になります。

佐賀空港の問題です。佐賀空港にオスプレイの配備が決まり、既に19日から佐賀空港への陸上自衛隊のオスプレイの配備に向け、駐機場や火薬庫、燃料タンクなどを整備するための駐屯地の予定地整備が始まったというニュースが流れました。防衛省は、土砂の搬入をはじめ、本格的な工事に着手したということです。これに先立ち、前日6月18日、佐賀市内で説明会を開き、翌19日から搬入を始めるという突然の説明だったと聞いています。会場からは早過ぎるといった怒りの声も出ているようです。さらに、地権者の中からは、私は地権者だ、土地を売るなんて言っていない、売ってもいないのに入ってきて、これでは弱い者いじめではないか、この広さを土砂で埋め尽くすということを考えると想像を絶する、悔しくて歯が

ゆい思いでいっぱいだとの声もあったことが新聞で報道されていました。

オスプレイを佐賀空港にということですが、オスプレイは17機、目達原駐屯地からヘリコプター50機が移される。それだけではなく、自衛隊員はもちろん、沖縄のようにアメリカ軍も入ってくるようになります。まさに佐賀空港は軍事基地となるわけです。第2の沖縄になることが考えられます。

この受入れは、最終的には山口知事の県政報告会における発言から決まったものです。知事は、「私は平和を守るためなら何でもやるつもりだ」「国防は平和のためにある。全ての都道府県が自衛隊の基地を置かないと言ったら国防は成り立たない。佐賀配備に協力すべきとは思いつつも、長い年月をかけて慎重に審議し、漁協に寄り添って受け入れた」との発言です。この発言により、最終的にオスプレイ受入れが決まったと言えるでしょう。

今、岸田政権は、安保3文書に見られるように大軍拡に踏み切ろうとしています。5年間で43兆円もの軍事費などもまさにそのものです。平和を守るためには自衛隊の基地を置くことでしょうか。

戦後日本は80年間平和が続いています。これは決して自衛隊の基地があったからではありません。日本には平和憲法があります。その9条により、ほかの国も日本を信じてこれまでやってきたのではないのでしょうか。9条の条文は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力による行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあります。2項目、「前項の目的を達するため、陸海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と書かれています。短い条文ですが、これが他国にも認められる日本のすばらしい憲法なんです。

オスプレイはアメリカと日本にしかありません。アメリカではオスプレイの事故が続き、オスプレイの飛行は中止したと聞いています。オスプレイは構造的にも安全とは言えないと言われていて、これが佐賀空港に配備されれば、日本版海兵隊と言われる長崎県相浦駐屯地の水陸機動団の運用を担うものになると言われています。佐賀空港から相浦駐屯地へ移動することになれば、当然鹿島市上空を飛ぶことになるでしょう。もちろん有明海上空も飛びます。そうなれば、騒音もそうですが、海の魚などにも大きな影響が出ることは避けられません。鹿島市民も直接危険にさらされることになります。

さて、このような大きな問題にもかかわらず、私たち鹿島市民は、オスプレイの佐賀空港配備について直接説明を受けるでもなく、意見を言う機会もありませんでした。

しかし、この問題は市民にとっても大きな問題です。これまでも市民の皆さんから、鹿島市民も意見を言う場が欲しいの声は何件も聞かれています。もう工事は始まり、配備は決まったといえども、これからの危険にさらされる鹿島市民にとっては重要な問題だと思います。今からでも県や防衛省に対して佐賀空港に関する説明や意見を聞く機会をつくることを

私は市長として要求してもらいたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

このオスプレイの佐賀配備について、今、松尾議員のほうからいろいろ意見がありました。県知事の考え方についても今、議員のほうから説明があったと思いますが、やはり日本国民の生命と財産を守る、そのことを一義的に考えていかなければいけない状況の中で、国際情勢もかなり以前と変化をしてくれております。特に東南アジアについてはいろんな新しい状況が生まれてきておりますので、じゃ、そのまま黙っておって、例えば、海外が日本の思いのように動くかといえ、そうとは私は限らないというふうに思っております。そういう観点から、今回の佐賀空港のオスプレイ配備はなされたものというふうに思っております。

ただ、以前私、議員とのやり取りの中で諫早干拓のことについて触れました。そのことは国と隣接する2つの県、長崎県と佐賀県、こういうふうに相対する意見の違う2つの県と国の話合いということでもかなりもつれてきました。

今回、このオスプレイについて国と佐賀県がお互いに協議をしているわけですが、議員おっしゃったように、いろんな懸念、そういうことがあろうかと思っております。そのことについては佐賀市議会とか佐賀県もいろいろ今、国のほうに要望を出されておりますし、私たちもやはり同じように、そこの情勢を見守りながら、鹿島市のみならず、近隣の市町もこのことについてはいろいろ意見もお持ちでしょうし、考え方もお持ちでしょうから、近隣の市町との調整を取りながら、このことについてもいろんな対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の市長のお答えの中で、いろいろと意見を対応していきたいということですね。鹿島市民としてどうかという、直接意見を聞いたり、説明を受ける場所をつくってくださいということをはっきりお願いすることはできないんでしょうかね。佐賀市とか、いろんなところはなさっていますよ。直接そこが当事者かも分かりませんが、いざとなりますと、ここもそうなんですよね。鹿島市だって上空を飛ぶわけですから、絶対相浦のほうに行くときはね。だから、その辺については、そこをよしあしは別としても、やっぱり私たち市民がそのことについて知る、意見を聞く、説明を聞くということは当然のことじゃないかと思っておりますので、ぜひそれは要求を出していただけないでしょうか。そこをはっきり。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

鹿島市で説明会を開くということですが、さっき言いましたように、近隣の市町もいろんな立場で同じような状況であるというふうに思います。これはやはり調整を取っていかなければいけませんので、今、議員のほうから説明会を開いたらどうかということですが、ここで、そしたら分かりましたという一言はまだ申し上げられませんので、そこはやはりいろんなところと話し合いをしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ということですので、ぜひ鹿島市周辺の自治体とも話し合いをして、そして、鹿島市だけでできないなら、この有明のこちら側の自治体が1つになって、県、国、防衛省なんかに出向いてもらうということを私は何があってもやっていただきたいと思いますので、まず、地方の自治体との話し合い、これを進めるということ、ぜひお願いをしたいと思いますがね。

この問題は、市民の皆さんからも、鹿島市も意見ば聞いてくれればねという声は結構あったんですよ。今まで私は申しませんでした、本当に私もそう思っています。だから、ぜひこれは実現をしていただきたい。いざとなったときの問題があるんですよ。

だから、今本当に国は戦争への道を進めようとしている。自衛隊も増やす、防衛費も増やす、どんどんやっていますよ。しかし、幾ら周りの情勢がそうだからといって、日本が戦争の準備をする必要はないんですよ。こっちが構えれば、向こうも構えるのは分かった話ですよ。

今朝のニュースでも、日本に対してロシアが云々ということ、こっだけ日本が構えていますからそういうニュースも流れたと思いますが、やっぱり私たちは本当に今、先ほど言いました憲法第9条に基づいて多くの他国の人たちが安心してきた。これを守って、これを土台にして平和のために進むのが本当だと思いますが、逆の立場でもやっているんです。だから、ぜひそういう市民が安心できるように、話し合い、説明会をすることを進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。それはやりますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今おっしゃったように、要望としては受けますが、いろんな調整も必要でしょうし、今伺ってすぐという返事はできませんので、いろんな関係機関との話し合い、調整、そういうことを踏まえた上で、どうするのかということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当に一番大事なのは平和ですね。平和だからこそ私たちもこれまでのような生活ができていますね。私も戦中に生まれたんですが、その間、本当にいろんなことなく無事に今日まで来たこと、平和だったからだと思います。

ところが、今、国は戦争を構えるようなことをどんどんやっている。許せないことですよ。そういうのに対して私たちが歯止めをかけていくということをしかりしていかなければいけないと思います。本当に今のウクライナの問題を見ていまして、罪のない子供たちやお年寄りや女性、どれだけ犠牲になっていますか。最近ではペットまで、かわいそうに哀れな姿を映し出されておりますが、ああいうことがあってはいけないんですよね。しかし、いつ起きるか分からないようなことを今、総理はやろうとしている。こういうことは許せないわけですから、私たちがやっぱり今勇気を持って平和のために立ち上がらなくちゃいけないと思います。前の戦争のときには、戦争反対などと言えば捕まえられたんですが、今はどんなに言ってもいいわけですから、平和を守るためにみんなが声を上げる、いろんな形で声を上げるということをやっていかなくてはいけないと私はつくづく思っています。そういうことです。

いろんなことを申しましたが、私は今回、特に福祉の問題で取り上げました。しかし、どれも本当にまだ真剣にその立場に立たれていないということ、特に学校給食の問題でも教育長はいつも同じ答弁ですよ。あれでは進展はありませんよ。こういうことを考えています、こういうこともあります、そういうことは一遍も出てこない。こういうことでは私は子供たちを守っていく教育長の任務としてはおかしいと思いますよ。もう少し真剣に考えて、もっと違った形での対応、そして、教育委員会の中での協議を私はしていただきたい。本当に今日はそう思いました。

それから、未成年者の国保税の問題もしかりです。全てをとりまして、私はまだなかなか進展がしていないということです。同じ答弁の繰り返しではどうにもなりません。

特に高齢者の問題、子供の問題は鹿島市にとっては大きな問題です。これは日本どこでもそうですが、それをどう対応していくかということ、私たちがやっぱり真剣に考えていかなくちゃいけない。市の計画もできておりますが、その中でどうそれを取り上げていくかということ私たちがまた一から考えていかなくてはいけないんじゃないかと思います。

本当に子供がなかなか産めないというような問題も今日も言いましたけど、やっぱりお金がかかり過ぎるとか、いろんな問題もあるわけですよ。そして、ましてや今、非正規職員が増えたということで収入も非常に減ってきている。そういう中で、私たちがどうすればいいかという、本当に大変なところに立たされていると思います。

結論を言いますと、国がその立場に立てばいいわけですが、子供の問題、お年寄りの間

題についてもきれいに風呂敷を広げました、いろんないいことを。しかし、その具体策は全く国にないですよ。そういうところで、この地方で、地方の人の命を守るためにやるのは大変なことだというのは分かります。しかし、それをやらないと地方で暮らす人は大変なんですよ。

もう結論を言えば、そういうことしかやらない上を替えるしかない、私はそう言いたいです。しかし、そう言っても大変ですので、ぜひこの鹿島のある中から、財政も大変だとおっしゃいますが、財政だっていろんな形での考え方はあると思います。これはやらんでよか、これは先にやらんばなん、いろんなのがあると思いますよ。鹿島市はこれまでも長い間いろんなことに取り組んできました。災害が来ないためにと、災害のためにお金をつぎ込んできでずっとやってきた鹿島市もありましたよ。これが大事だというときは、ほかのはさておいても、やっぱりそれで金をかける、政策を実行する、このことを私はやっていただきたいと思うんですよ。

やっぱり一番大事なのは、地方の政治は福祉が中心です。特に子供やお年寄り、これを大事にしないような市政は本当にいい市政だとは言えないと思います。皆さん、一緒にそういうことに取り組んでいただきたいと思います。職員の人たちもいろいろと苦勞なさっていると思います。今日は企画財政課長にまで言いましたけど、本当に一番苦しいところにあつたと思います。そういうところを私たちが一つ一つ解決し、皆さんの意見を聞いて取り組んでいきたいと思っています。

どうか皆さん、特に市長、副市長、先頭に立って市民の暮らしを守る、松尾市長になってやっぱりようになったばい、子供もお年寄りもようになったばいと言われてみてくださいよ。そういう市政をしてくださいよ。そのために私たちも頑張っていきたいと思いますので、どうか皆さん、議員も一緒になって頑張っていくという決意を私が申し上げてもおかしいですが、ということで終わりにしたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、ぜひ実現に向けて頑張ることをお願いいたしまして、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時から再開いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。6番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

4月23日に行われました鹿島市議会議員選挙におきまして市民の皆様から御信任をいただき、3期目の当選をすることができました。これからの4年間もまた新たな気持ちで、皆様一人お一人のお声を大切に鹿島市発展のために働いてまいります。改選後、この6月議会では議長を除く15名の議員全員が一般質問に立ちます。全員が一般質問を行うのは鹿島市議会始まって以来のことだと聞いて、大変喜ばしく思います。

今後、鹿島市が直面する重要な課題に真正面から取り組み、市民の皆様が希望を持って郷土鹿島に誇りを持っていただけるよう、鹿島市議会議員の一員としてこれからも頑張っていく決意です。

選挙期間中は多くの皆様から貴重な声を聞くことができました。中でも御意見、御要望が多かった高齢者の移動手段の支援について最初に質問をいたします。

議員になって8年、過去2回、4年ごとの選挙のたびに少子高齢化のスピードと深刻さを実感し、4年という期間の重みと変化をつぶさに感じてまいりました。これまで自家用車を運転することが当たり前であった方が、年齢を重ね運転に自信がなくなって免許を返納されたり、運転されていた御主人が亡くなれば移動手段を失った御婦人の方ともおられます。

高齢化がどんどん進んでいく中、移動手段の支援については行政のきめ細かな対応が今後ますます重要になってくると感じております。高齢者が安心して移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、地域ごとの地元説明会を通じて地域住民の皆様から丁寧に要望を聞き取っていくことが大切だと思います。

初めに、これまでの地元説明会、特に山間部や路線バスが走っていない地域を中心としたところの開催状況と、今後の予定について簡潔に答弁をお願いいたします。

次に、大きな2項目め、高齢者の罹患率が高い帯状疱疹について、発症の実態把握、ワクチン接種の推奨、接種費用の公費助成について質問をまいります。

帯状疱疹は、子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが治癒後も体の神経に潜伏し、大人になって加齢や疲労によるストレス、基礎疾患等により、その人の免疫力が低下することでウイルスが再活性化し、発症する病気です。働き盛りの50歳を過ぎた頃から発症のリスクが急増し、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。特徴として、皮膚上に現れる水膨れを伴う赤い発疹と眠れないほどの激しい痛みを伴う疾患で、高齢者で発症した場合、重症化するリスクが高くなります。顔部帯状疱疹では神経合併症などを伴い、重篤な場合は失明や顔面麻痺、難聴等の後遺症を引き起こすことがあります。

初めに、佐賀県及び鹿島市における帯状疱疹発症の実態把握について質問をします。

以上で最初の総括質問を終わります。答弁をいただいた後に一問一答で質問してまいります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは私のほうからは、自家用車の代わりになる公共交通ということで、バス、タクシーのことについて地元説明会の開催状況と今後の予定ということでお答えします。

まず、平成29年、平成30年にバス路線を廃止した地区、これは北鹿島地区、能古見地区、古枝地区の一部地域になりますが、そちらのほうに地元説明を行っております。また、直接の地元説明ということではありませんけれども、生涯学習課等で行っております出前講座に公共交通の乗り方講座というのを用意しております、直近でいえば令和4年、昨年ですね、川内地区の老人会から依頼があつて講座を実施しております。

また、今後、令和5年10月、今度の10月にデマンド型のエリアの拡大を予定しております。そのため、6月末に交通会議、協議会を行いまして、そこで了承が取れ次第、該当地区には事前説明会ということで行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

佐賀県及び鹿島市における带状疱疹発症の実態把握についてということでお答えいたします。

まず、佐賀県におきましては、带状疱疹の実態把握という段階までは進んでいないものと考えております。それは鹿島市も同じことだと思います。

带状疱疹の発症には加齢が関係しており、日本人では50代から带状疱疹の発症率が高くなります。50代、60代、70代と発症率は増加し、80歳までに約3人に1人が带状疱疹に罹患すると言われております。带状疱疹に罹患した患者さんたちの全体のうち、約7割が50歳以上、しかし、残りの3割は20代から30代も含まれております。若い人でも発症する可能性はあります。

なお、带状疱疹発症率は年々増加しており、例えば、60歳以上の年齢層では1997年から2017年までの21年間で発症率が約1.5倍まで増加しているという報告もございます。

ある県外の皮膚科医会による2009年から2019年までの調査データとなりますが、带状疱疹罹患者の人口1,000人当たりの年間罹患患者数の調査では、2009年、4.75人、2012年、5.13人、2015年、5.60人、2018年、6.33人、調査の最終年度の2019年、6.54人と罹患者は増加しております。およそ10年間で罹患患者数は1.38倍まで増加する調査結果となっております。

また、調査最終年となる2019年の1,000人当たりの罹患患者数6.54人を鹿島市の人口2万7,700人に当てはめると、鹿島市内でも年間に約181人が罹患していると推計され、50代以

上の罹患者を7割とすれば127人、40代以下の罹患者は54人と推計されます。

また、県内でも年間に5,200人程度が罹患しているものと推計されます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

それでは、最初の高齢者の移動手段支援について、一問一答で質問してまいります。

先ほどの答弁で、今年10月にデマンド型のエリア拡大を予定しているというふうに答弁されましたが、具体的にどの地区のどのルートを増大する予定なのか、今お答えできるのであれば答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

まだあくまで予定ということではございますが、計画をしておりますのが、能古見を走っております廃止路線代替バスの、まず大野線、それから、本城のほうまで行きます能古見線、それと、古枝地区を走っております奥山線について、廃止路線代替バスの一部、ちょっと運行を変更しましてデマンド型を走らせたいということで計画しているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。デマンド型のりあいタクシーは、路線バスが廃止になった山間部地域を中心に市街地を結ぶ運行が始まりました。その運行状況については事前に資料を提出していただいております。

そこで、その資料をちょっと見ていたんですが、3路線ですね、北鹿島線、それから、能古見線、古枝線とあります。北鹿島線については、月に利用者がないゼロのときもありますし、1名、2名、3名だったりとか非常に利用者が少ない。それから、能古見線につきましては、月によって多少ばらつきがあります。多い月でも10名以上、少ないときは三、四名とかいうふうなことで利用者も限られているのかなという気がしております。それから、古枝線については、多い月は100名以上利用されています。ほとんどの月が非常に多く利用されていますし、1便の平均乗車数も5名に近い乗車率であります。

このように、3路線比較してちょっと意外だったなというところもあるんですが、このデマンドを利用されている方からは非常に喜びの声を多く聞いております。予約制で必要なときに利用ができてタクシーに比べ料金も安いと。これは行政区ごとに違いはありますが、大

人で300円から500円程度、75歳以上や運転免許を自主返納された方、また、障害者等は100円引き等の特典もあるようであります。

運行区域ごとの特徴的な運行の状況や、また、利用者の反響、そして、御要望等についてお聞きしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

運行状況と反響ということでお答えします。

まず、デマンド型のりあいタクシーにつきましては、全体同じような運行になっておりまして月曜から金曜の平日、1日5便、行きが3便、帰りが2便ということで運行をしております。もともと路線バスの利用が少なく、廃止に至った路線ということのためか、利用者も決して多くはないということです。北鹿島線では主に通院として月に1回程度の利用ということで、病院等が送り迎えとかをするようなところもあったりして、のりあいタクシーの利用が少し少ないのかなということで考えております。能古見線につきましては、通院、また買物で利用されておりまして、月に五、六回程度利用をされております。主に山浦の方、白鳥尾の方などが利用していただいているようです。それと、古枝線につきましては、朝の小学生通学の足として毎日運行をしております、4名から5名の乗車で、ほかと比べれば割と活発に利用をいただいているというところです。

それと、反響というところですが、業者の方に聞いたところでは、先ほどもありましたけれども、自宅から目的地までタクシーだったら往復で5千円程度かかるけれども、それが片道300円から500円で利用できるということで助かっているという話、また、買物の帰りに重い荷物を持ってバス停から自宅まで歩くことを考えると、自宅まで送迎をしてもらるので、バスよりも使い勝手がいいというような声をお聞きしているところです。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今答弁ありましたように、利用料金が非常に安いというのが魅力でもあります。頻繁にタクシーを使うとなると相当な負担になりますが、のりあいタクシーですと1回当たりの料金が非常に低額でいいというふうな利用者の声があるわけなんですけど、一方でいろんな要望も聞いております。特に利便性の向上ということで、今は予約があった自宅周辺から目的地、商業施設だとか病院だとか、そういったところまでの運行になると思うんですけど、中には途中で下車をしたいとおっしゃる方もいらっしゃるんですね。例えば、途中にある祐徳稲荷神社にちょっと寄りたいたいんだけど、そこは寄らないで真っすぐ目的地まで行ってしまっているとか、そういった要望もあります。

確かに、低料金の設定でタクシーみたいに細かいところまでの部分というか、要望を受けて走るとするのは難しいところもあるんでしょうけれども、そういった利用者からのいろいろなお声を聞きますので、ぜひ可能な範囲で利便性向上のためにできるだけ利用者の要望を聞いていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

デマンド型のりあいタクシーの利便性向上ということです。

のりあいタクシーにつきましては、いわゆる議員もおっしゃったように、タクシーとは異なりまして目的地を指定のバス停とすることなどで運賃を抑えているところがあります。それで今の形で運行できているというところもありまして、途中で用事を済ますというのが、ちょっと現段階でそのままの状態では難しいということになります。

ただ、議員おっしゃるような形というのは利便性の向上につながるということでは当然ありますので、例えば、DXなどで、そういった予約等のコントロールとかできて、もっと効率のよい運行ができるようになれば、そういったところで解決の方法となるのではないかとこのころがありますので、そういったところを探りながら今後の計画を進めていきたいということ考えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

様々な機会を通して利用者の皆様、地区の皆様方だったり、そういった御意見や御要望をぜひ聞き取っていただき、交通会議等でも諮っていただけたらというふうに思っております。

次に、買物応援バスの運行についてお尋ねします。

事前に資料として運行状況と利用状況をいただいております。また、3月議会の一般質問でも触れましたので、簡潔に質問をいたします。

令和元年10月から七浦地区で始まった買物応援バスは、買物をしながらコミュニケーションの役割を持ち、運動教室等も行われ、介護予防の効果もあります。移動手段がない高齢者は、運動不足やひきこもりになるといったケースもあります。健康長寿の観点からも有効な事業だと考えます。今後はますます高齢化が進むことが十分予想されますので、運行地域の拡大や事業拡大をぜひ検討していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、買物応援バスの運行状況等について御説明いたします。

七浦地区で実施されている買物応援バスについて御説明いたします。

七浦地区で実施されている買物応援バスは、鹿島市が社会福祉協議会に委託している高齢者のための地域支援事業の一環として実施されております。この買物応援バスは七浦地区高齢者の地域支援を検討する中、創設されたもので、高齢者の買物とそれに伴う移動手段の確保を課題と捉え、令和元年10月から社協が中心となり、七浦地区高齢者を対象に買物支援が月2回無償で実施されております。

令和4年度の買物応援バスの実施状況ですが、バスの運行は原則月2回実施とされており、1運行当たり平均12人が利用されています。実施回数は22回、参加者は延べ263人、ボランティアは延べ79人の協力となっております。

また、買物と併せて運動教室の実施、外出の誘導や地域の方との交流、レクリエーションなど、介護予防の役割も担う事業実施となっております。利用者からは好評であり、今後も事業を続けていただくようお願いもあっております。

なお、昨年度はコロナ禍の影響もあり、市内大型商業施設での買物を目的としたものとなっております。

運行地域の拡大ですが、買物応援バスは現在、七浦地区のみでの実施ですが、社協を通じた呼びかけ等により七浦地区以外からの相談もあっており、具体的なニーズの検証やボランティア確保等の調整が整えば実施することになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

高齢者の健康長寿の意味では、「キョウイク」と「キョウヨウ」が大事であるというふうに言われております。今日行くところがある、今日用事があるということですがけれども、やはり家に閉じ籠もっているばかりですと、どうしても健康の面ではよくない。移動手段がないけれども、今日買物に行く用事があるんだと、今日ここに行く用事があるんだというふうな、そういったチャンス、機会をぜひつくっていただけるように、また、しっかり要望も聞き取っていただきながら事業拡大のほうをお願いしたいと思っております。

次に、グリーンスローモビリティについてお尋ねをいたします。

今年3月25日から本格的に始まりましたグリーンスローモビリティですが、二酸化炭素を排出しない電動車で環境保護と地域交通の両立を目指しています。再耕庵タクシーが導入し、佐賀県内では初めての運行となります。鹿島市はゼロカーボンシティ宣言をしており、脱炭素社会に向けた取組でもあります。私も試乗をさせていただきましたが、オープンでゆったりとした走り、また、町並みの景色も十分に楽しめます。肥前鹿島干潟コースと肥前浜宿・祐徳稲荷神社コースがあり、主に観光目的だと思いますが、高齢者の移動手段の面から行政

としてどのように考えておられるのか、お聞きします。それと、運行は始まったばかりですが、その利用状況についても御答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

それではまず、グリーンスローモビリティとはのどこから御説明をいたします。

最高速度が19キロの低速で動く電気自動車でございます。先ほどありましたように、CO₂排出がなく、環境に配慮した7人乗りの自動車でございます。低床でドアがなく乗り降りしやすい構造となっており、充電式で走行可能距離は約50キロとなっております。導入した経緯ですが、脱炭素社会の構築、それから、高齢化が進む地域での地域内交通の確保、それからあと、観光資源となるような新たな観光モビリティの展開等を目的といたしまして、国や県の事業を活用し、令和4年10月から令和5年3月まで実証運行を実施いたしました。

実証運行の内容ですが、高津原のりあいタクシーとしての実証運行、それから、肥前鹿島駅から肥前鹿島干潟往復の予約制実証運行、また、脱炭素社会に向けた啓発を目的にイベントでの試乗会を実施いたしました。

実証実験の結果ですが、全体的にグリーンスローモビリティに対する満足度は高く、地域に受け入れられるモビリティであることが分かりました。今後は、このグリーンスローモビリティの特性上、まず、気候のよい時期の観光利用やイベントの利用から始めていくことになりました。また、令和4年度の運行の実績といたしましては、高津原のりあいタクシーの実証運行は15日間の運行で、利用者延べ80人でございます。また、観光やイベント用といたしましては12回の運行となっております。また、直近の利用状況といたしましては、月に一、二回の運行とされており、肥前浜宿など、あるいはラムサール条約登録湿地での観光利用とお聞きをしております。

御質問の高齢者の足として活用に関する考え方ですが、令和4年10月から11月にかけて高津原地区でデマンドタクシーのルートでの実証運行を行いました。肥前鹿島駅から病院、「かたらい」等を経て、高津原公民館や蟻尾山までの往復での週に3日、1日4便を運行しております。また、乗客には高齢者が多く、延べ運行人数は先ほど申したとおり、80人となっております。鹿島市といたしましては、2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、二酸化炭素を排出しない、または低炭素の車両や省エネ機器導入を進めていきたいと考えております。

このグリーンスローモビリティにつきましては、利用者はおおむね満足いただいておりますが、走行距離や低速での走行、それから、天候に左右されるなどの課題がございます。現在は観光利用やイベント地での利用になっておりますが、将来的には性能向上も見込まれることから、高齢者の足としての利用も検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

詳しく説明をしていただきありがとうございました。グリーンスローモビリティは可能な限り、今後の高齢者移動手段の一部に取り入れて、市民の皆様のニーズに即した形に持っていただければというふうに思っております。

続いて、免許返納者に対する移動支援について質問をいたします。

現在、75歳以上で運転免許を自主返納された方に対し、バスやタクシーを利用できる共通の利用券8千円分を交付しています。この事業は免許返納者の方に対して非常にありがたいと思いますが、一方で交付は最初の1年間だけであり、恒久的な対策にはなっていません。一番の目的が高齢者の交通事故防止である点は理解できるものの、高齢社会に向けた対策としては十分ではないと思っております。

デマンドが運行していない地域で公共交通に頼らなければいけない方は、免許返納をためらうという方も多いと思います。近隣市町である長崎県の諫早市は、75歳以上の高齢者には5千円分のバスやタクシーの利用券を毎年配付しています。せっかくの利用券が無駄にならないよう申請方式にするなど、2年目以降の追加支援の必要性を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

現在、高齢者の自動車運転免許証自主返納に対する支援につきましては、議員がおっしゃった鹿島市が行っています8千円のバス・タクシー券配付のほかに、佐賀県バス・タクシー協会と県が合同でされているタクシーの2割引きがあります。

鹿島市が平成30年に開始した支援事業は、高齢者による交通事故の抑止や、身体機能の衰えなどにより運転に自信がなくなってきた方が運転免許証の自主返納を選択する一つのきっかけとなるようにと位置づけ、始めたところでございます。そのため、バス・タクシー券の配付はお一人1回限りとさせていただいているところです。2年目以降の支援につきましては、警察に申請すると発行される運転経歴証明書を利用していただいで循環バスやのりあいタクシーの割引、タクシー料金の割引制度を御利用いただければと今のところは考えております。

ただ、免許証の自主返納を選択するためのきっかけづくりは今後も必要と思っておりますので、他市のアイデアや皆さんの御意見等を参考にして、いろいろ工夫をしていきたいと考

えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

この運転免許自主返納者に対する支援については、細かい周知の徹底も必要だと思います。そして、先ほど答弁されたように、佐賀県が行っている支援もございますが、それと併せて、鹿島市としても手厚い支援が今後必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

また、最近では買物難民、あるいは食料品アクセス困難人口などの言葉を耳にします。農林水産省は、買物難民を65歳以上の者で自宅の500メートル圏内に生鮮食料品販売店がない、かつ自動車を保有しない者としています。この定義に該当する人が全国で約825万人と公表されております。鹿島市の場合、この全国的な割合からすると、およそ2,000人の方が買物難民に該当すると思われれます。

実際にどれくらい買物難民と言われる方がおられるのか、鹿島市として調査をされたことがあればお示ししていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

庁内で買物難民としての調査は行っておりませんが、鹿島市の公共交通の課題として交通空白地、これは国土交通省のハンドブックの準用となりますけれども、鉄道駅から500メートル、バス停から300メートル以上離れて、予約型のりあいタクシーのエリア外でもあるというところの解消を進めているところです。結果的には、それが買物難民の解消につながるものと考え、計画を進めていっているところになります。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

日常の買物など、生活をしていく上で困っておられる方、デマンド型のりあいタクシーを利用される方はいいのですが、そうでない方で、バス停までの距離が遠くて移動が困難な方もいらっしゃいます。今まで運転していた御主人がお亡くなりになり移動手段を失った御婦人の方など、心からの切実な声も聞いております。そのような方への支援についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

買物支援などというのからはちょっと別の公共交通としての対応ということでお答えいたします。

そういったケースにつきまして、離れたバス停までの移動が難しい方たちにつきましては、自宅まで送迎ができるデマンド型のりあいタクシーのエリア拡大というのを進めておりますので、そういったところの利用促進ということを引き続き進めていきたいということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

現在、この移動手段の支援が行き届いていない方が実際にいらっしゃいます。どこまでそういった方々に支援の手を差し伸べていけるか、これが非常に重要ではないかなと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。

これまで高齢者の移動手段の支援について一問一答で質問してまいりましたが、最後に松尾市長にお聞きしたいと思います。

現状、高齢化社会に向けて非常に重い問題だと思います。この問題についてどのように認識しておられるのか。そして、今後の対策、計画等について、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

高齢者の交通手段、移動手段として質問いただきました。確かに今高齢化率が上がっております。市内の高齢者、免許返納者も含めてかなり増えてきております。そういう中で、今、デマンド型のりあいタクシーとか買物応援バス、いろんなことをやってきておりますが、まだまだそこは十分ではないというふうに思っております。

現状の認識として、高齢化の進行によって免許返納者が増え、交通弱者が増えているということと、先ほど答弁の中にありましたように、交通空白地がまだまだ市内にはあります。そういうところの解消についてどうしていくのかという問題。それともう一つは、現役世代がほとんど自家用車を持っておられます。そういうことで、公共交通を走らせていますが、若い人たちがほとんど乗らない、それで運行していかなければいけないというのが一つの課題になっているというふうに思っています。

以前は山間部というか、ちょっと山手のほうで親子で住まれていた方が、お子さんが家庭を持たれて中心市街地のほうに移動されるというケースがかなり見受けられます。高齢者だけの世帯がやはり増えてきておりますので、その解消、高齢者の利用者の利便性確保というのが大事になってくるというふうに思っております。

今、地域公共交通会議でそのような話についても鋭意協議をしております、今のような問題点について、どういうふうな解決方法があるのかというのを具体的にこれから詰めていきたいというふうに思っております。

それから、県の歩くライフスタイルの推奨ということで、公共交通も利用していいんですが、歩くことによって健康を維持できるということもありますので、まだ歩ける人はなるべく自分で歩いていرونなどところに行くというのも頑張っていたきたいと思います。

あと、県のほうでも暮らしに身近な地域交通を持続可能なものということで、コミュニティーバス、それから、デマンドタクシーの利用促進について県のほうで予算化をされておりますので、こういうものを利用しながら市のいろんな施策について頑張っていきたいというふうに思っております。

あと、今DX、デジタル化を進めております。理想としては、電話を含めていろんな媒体で市のほうに、例えば、通院をしたいといえ、その時点で病院とか投薬の薬局、そういうところまで一元的に連絡ができて、全てそういうことでできるというようなシステムを開発していけると思っておりますので、そういうふうなデジタルの活用も含めて、この公共交通の利便性の確保を図っていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

市長、ありがとうございます。DXの活用もですけども、その利便性の確保、それからもう一つは、やはり健康という側面も大事ではないかなと思います。先ほど市長がおっしゃった歩くことの重要性、これも大事だと思いますし、買物応援バスであるとか、やはり家にいるよりは皆さんと出会って、そこでいろいろ楽しいことをしたり買物をしたりするというのも健康の面では重要であると思っておりますので、そういった両面で高齢者の移動手段の支援について考えていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に大きな2項目めの質問に移ります。

最初の総括質問で带状疱疹について、佐賀県全体及び鹿島市における带状疱疹発症の実態把握について質問をしました。

70歳代をピークに、80歳までは年齢を重ねるにつれて带状疱疹を発症する割合が高くなっている傾向です。発症が急増するとされる50歳以上からワクチン接種を推奨するというコマーシャルを最近よく目にするようになりました。そして、全国的にもワクチンの接種を推奨する動きが活発になってきているように思います。

市民の皆様に対して带状疱疹に関する情報の発信と啓発、さらには、実際に带状疱疹を発症された方々の声を聞きますと、ワクチン接種の推奨に向けた取組の重要性を感じておりま

す。これらの点に関する今後の鹿島市の取組について伺います。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

まず、予防接種における带状疱疹ワクチン接種の位置づけと定期接種、任意接種の違いについて御説明いたします。

予防接種には定期の予防接種と任意の予防接種とがあります。予防接種法で定めているかいないかだけでなく、助成の内容や健康被害が出た場合の補償等にも違いがあります。

定期接種とは、予防接種法でワクチンの種類、対象者、期間などが定められた予防接種のことで、国が接種を勧奨し、市町村が接種を実施することになります。生活習慣病などと違い、感染症は患者さん1人でおしまいということではございません。このため、感染力が強く、健康被害の大きな感染症は個人だけが注意するのではなく、社会や集団で予防する必要があります。このような感染症に対するワクチン接種を定期接種としています。接種料金の全額、または一部を行政が公費で負担することになります。

これに対し任意接種は、予防接種法に規定されていない接種となっています。保護者、または本人の判断で受けるものになります。接種料金は全額自己負担となります。現状、带状疱疹ワクチンの接種はこの任意接種としての位置づけとなっております。

また、健康被害制度にも違いがあり、定期の予防接種による健康被害が発生した場合は救済給付を行うための制度があります。お住まいの市区町村に御相談いただくこととなります。また、任意の予防接種によって健康被害が起きたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度が適用されることとなります。

先ほど説明しましたように、带状疱疹のワクチン接種は現状、予防接種法で規定されない任意接種として位置づけられており、保護者、または本人の判断で接種することになりますので、市民の皆様へは情報提供といった形で带状疱疹ワクチン接種、带状疱疹の原因や症状、带状疱疹の予防等について、市のホームページ等で情報発信をするよう計画いたします。また、罹患した場合は早期の受診が重要となりますので、含めて情報発信を行うようにいたします。

なお、带状疱疹の予防接種の位置づけが定期接種へと移行した場合は、国の接種勧奨に基づき市町村が接種を実施することになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

带状疱疹のワクチンは2種類あり、成分の違いから不活化ワクチンと生ワクチンの2種類があります。不活化ワクチン接種の場合は2か月間隔で2回の接種が必要となり、1回の接種費用が22千円から25千円程度、つまり合計で44千円から50千円程度かかり、その発症予防効果は97%となっていること、また、生ワクチン接種の場合は1回のみ接種であり、接種費用は8千円から9千円程度、発症予防効果は50%から60%であるということをも3月議会の一般質問の答弁でいただいております。

新型コロナやインフルエンザのワクチンとは違い、不活化ワクチンの場合は2回接種が必要ですが、一度の接種でその予防効果は長期間、およそ10年程度あるというふうに伺っております。このように、ワクチン接種の効果が期待できるものの、接種の費用が高額であるために接種を諦めるという方も多くいらっしゃいます。

带状疱疹の2種類のワクチン接種について、おのおの接種費用の公費助成を強く求めたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、带状疱疹ワクチン接種助成について、市の考えを申し上げます。

現在、带状疱疹ワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種ではないことから任意の予防接種となっていますが、国では審議会において新たな定期接種の対象として、おたふく風邪ワクチン、带状疱疹ワクチン等の定期接種化が検討されていますが、带状疱疹ワクチンについては、引き続き期待される効果や導入年齢に関して検討が必要とされております。

ワクチン接種の助成を実施するには新たな財源確保が必要となりますが、現状、带状疱疹ワクチンの接種費用は高額となっております。この带状疱疹ワクチン接種が定期接種となれば、国からの支援を受け接種奨励し、市町村において実施することになりますが、現状としては国、県及び県内市町村の動向、定期接種化の進捗を注視しながら検討したいと考えております。

なお、これまで県内において带状疱疹ワクチンの接種助成を実施している市町はございませんが、全国的には少数ではありますが、実施する自治体もございます。接種費用の助成の有無や助成額は地方自治体の財政状況に大きく左右される部分もあります。東京都を例にとりますと、今年度から接種費の個人負担軽減のため、带状疱疹ワクチンの接種費を助成する区市町村に対する助成事業が実施されております。接種助成の実施に当たりましては、国、県における支援が重要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、広瀬課長のほうから東京都の例を挙げた答弁をいただきましたけれども、この带状疱疹予防ワクチンの公費助成は今年5月時点で、合計203の自治体が導入しているとの情報を確認しております。しかしながら、佐賀県内においてはまだどこの自治体も公費助成の導入には至っておりません。全国的に見ても、公費助成導入の自治体は203とまだまだ少ないような状況であります。

带状疱疹発症に関しては、定期接種の対象疾患ではないことから今まで行政側であまり把握はされていなかったと思いますし、接種費用の公費助成に向けたハードルはかなり高いと思います。80歳までに3人に1人が発症するとされ、50歳以上の働き盛りから発症が急増するという点、高齢者の人口の増加、さらには、重症化した場合の医療費の負担増、そして、何よりも本人の苦しみを考えたときに、带状疱疹予防ワクチン接種の公費助成の必要性を強く感じております。

松尾市長は日頃から、市民に寄り添った市政をと強調されております。私も全く同じ思いです。このようなことが市民に寄り添った政治ではないかなと思っております。さきの3月議会の一般質問の中で、人生100年時代に向けた安心と活力についての項目の中でも同じ要望をいたしました。そのときの担当課の答弁では、国の動向、定期接種化を見ながら検討したいということでしたので、先ほどの答弁とほぼ同じ内容でありました。

お願いしたいのは、最初に資料を要求したときに説明があったんですが、50歳以上の鹿島市の人口から、今後、带状疱疹を発症すると思われる患者数を推計、先ほど推計された答弁がありましたね。その患者数を推計した数から、どのくらいの方が予防ワクチンを接種されるのかをぜひ想定していただきたいと思います。重症化した場合の医療費増加分とワクチン接種の公費助成をした場合の財源等をよく吟味していただければ、今私が要望していることをきっと分かっていたと確信しております。

最後に松尾市長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

杉原議員、健康を取り上げた質問、今までもピロリ菌を含めていろいろ質問されております。そういう市民の健康に対する意識が高いなというふうに思っております。

今、带状疱疹ワクチンについて効果であったり導入年齢に関してまだ検討が必要であるということ、それから先ほどおっしゃったように、接種費用が高額ということで、国からの支援がなければ市としても対応はなかなか厳しいのかなと今現状では思っているところです。

ただ、私も実際带状疱疹になりました。かなり痛くて大変な状況だというのは私自身も認識をいたしております。そういうことで、おっしゃったように、国の動向等を見ながら、

やっぱり自治体として考えていかなければいけないというふうに今思っている、そういう段階です。

それともう一つは、免疫力が低下をすれば带状疱疹にもかかりやすいということ、免疫が下がって体が疲れているときとか、そういうときに带状疱疹にかかりやすいということですので、やはり健康で暮らすこと、食事をちゃんと取って運動をする、そういうことを常日頃から市民の皆さんに心がけていただいて、体力をちゃんとつけていただいて、この带状疱疹になるべくなならないような体にしていただきたいというふうに思っているところです。

議員がおっしゃるように、これに対して国のほうがどういう動きをするのか、我々も注視をしながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

この带状疱疹のワクチン公費助成については、国の動向やら県の動向をしっかり注視していただき、本当に市民の皆さんの健康が一番ですので、特に50歳以上の方は非常に発症率が高い、私も何人もの方から带状疱疹にかかった苦しみというのをお聞きしております。80歳までに3人1人がかかるという、本当に誰がかかってもおかしくないような病気でありまして、かかった場合、重症化した場合の本人の苦しみは本当に大変なことということを聞いておりますので、非常にワクチンは高額ですから、少しでも皆さんの負担が少なくなるように公費助成が今後できるように要望しまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

午後3時5分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番釘尾勢津子議員。

○1番（釘尾勢津子君）

皆様こんにちは。1番議員の釘尾勢津子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

この3年余り、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に多大な影響を及ぼしてきましたが、ゴールデンウィーク明けの5月8日から感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から5類感染症へと移行されました。感染対策緩和の方向性

が明確になったことで、世の中はコロナ前の生活に戻ろうと動き始めたように感じられます。

鹿島市におかれましては、迅速な感染症対策や経済支援などに取り組んでこられたことに大変感謝しております。回復の兆しが出てきたこれからは各自治体の取組次第で全国でも大きな差が出ると考えられますので、今後も迅速で着実な姿勢を期待しているところです。

さて、今回の質問は大きく2つございます。1つ目は、不登校児童・生徒の現状と支援について、もう一つは、GIGAスクール構想実施後により、児童・生徒、教職員等に与えた影響についてです。

コロナ禍では大人のみならず、子供たちの学校生活に与えた影響も大きく、その実態の把握と対策については早急に考えなければならない課題の一つだと感じております。

そこで、1つ目の不登校児童・生徒の現状と支援について、2022年10月27日に文科省より令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が公表されました。当調査によれば、全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は24万4,940人であり、9年連続で増加し、過去最多となっております。特に2021年度は、前年度比24.9%増と急増しており、長期化するコロナ禍の影響が考えられます。

多くのメディアはこの問題を報じていますが、朝日新聞の今年1月15日の記事では、「2020年春の一斉休校や、その後の行事、部活動などの学校生活の制限は、小中高生から友人との関係づくりや成長の機会を奪い、子どもの心に影を落としてきた。」、また、読売新聞の昨年10月28日の記事では、「学校では給食中の会話を控える「黙食」が徹底された。体育の授業では身体接触が制限され、行事も中止された。人と触れ合う場面が減り、登校意欲が低下した子どもも多かったのではないか。」などと報じております。

このように、近年、コロナ禍において不登校児童・生徒の急増が問題視されています。少子化が進む中、児童・生徒が社会の縮図とも言える学校生活の中で、学習や部活動を通して忍耐力、意志力、表現力などを身につけることによって社会性を育んでいくことは、とても大切な機会だと思います。この機会を逃すマイナスの要因があるのであれば、早急に対策が必要であると考えております。

次に、GIGAスクール構想実施後により、児童・生徒、教職員等に与えた影響についてお尋ねします。

最初に、GIGAスクール構想について2019年に文部科学省が提唱した内容を共有させていただきます。

まず、GIGAとはグローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールの略で、児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想です。

今後さらに高度情報社会が進展していく中で、AIや仮想通貨等が普及していくと思われ

ますが、機械的な便利さや効率性の追求だけでは真の幸福は得られないと思われま

特に、学校生活でコンピューターやA Iの利用が広がることで、心身の健康面への影響が危惧されます。

また、ここでICTの説明をさせていただきます。ICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、通信技術を活用したコミュニケーションを目指します。

2015年の日本小児連絡協議会からの提言では「子どもにおけるICTの弊害として、親子の絆から始まる人間と人間との絆の形成に影響を与え、実社会での体験の機会を奪って、健やかな成長発達や社会性の形成を妨げることは極めて大きな問題です。更には、子どものネット依存も深刻化しており、ICTの適正利用は子どもの健やかな成長発達にとって、解決すべき重要課題となっています。」との指摘もあり、児童・生徒におけるICTの利用はもろ刃の剣の部分があります。

学習への影響だけを見ても、ICT機器により教室にいながら様々な事物を画面を通して確認できることなどは、一見すると効率的で効果的な学習と感じられますが、実際には現場において五感を通して感じる部分がやはり大切であり、例えば、読書や手書きもタブレットやスマホでなく、書籍を直接読んだり、手書きするほうが記憶は定着し、考える力もつくと言われており、そのメリットが弱くなる点を不安視する声もあります。そのほかにもデメリットとして、児童・生徒がICT機器で何でもすぐにインターネットで調べられるようになることから、答えを考える力や想像力の低下、読書量の減少など懸念する声もあるようです。

GIGAスクール構想の実現は必要な部分もあろうかと思いますが、子供たちを取り巻くネット依存やスマホ依存への対応も含めて、児童・生徒に対し情報化に伴う様々な問題への教育を強化することが大切と考えます。

そして、人を育てる教育現場においては、何でもICT化するのではなく、ICT以外でのすばらしい経験と指導力を持っている教師によるアナログ的な教育も生かしながら、バランスの取れた教育が必要ではないかと考えます。人との触れ合いや実際に事物に触れるなどにより、心があり、ぬくもりのある教育を行っていくことがさらに大切となるのではないかと思います。

また、大切な義務教育の時期に、忍耐を必要とする授業や部活動を通して精神が鍛えられ、社会に出てから有用な人間になっていくということを考えることも大切であると思

ここで、1つ目、不登校児童・生徒の現状と支援について、2つ目、GIGAスクール構想実施後により、児童・生徒、教職員等に与えた影響について、執行部の答弁をお聞かせください。お願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、釘尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、不登校の現状についてですけれども、不登校児童・生徒ということで、これにつきましては子供たちが何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因とか背景によりまして、登校しないとか、またはしたくてもできない、そういう状況に当たるために、年間30日以上欠席した子供たちのうち、病気や経済的な理由による子供たちを除いたものという定義がございます。

先ほど議員がおっしゃったように、今年5月にコロナウイルス感染症につきましては感染症法の分類が2類から5類に引き下げられたところですが、このコロナ禍におきまして市内の不登校の児童・生徒数というのは、感染数が増加した令和2年と令和3年の比較においてほぼ倍増しています。令和4年度は小・中それぞれ令和2年の不登校児童・生徒数の3倍になっております。

直接的な原因になっているかどうかというのは不明なところですが、先ほど御紹介いただきましたように、コロナの感染症が広がったことで、生活リズムが崩れたりとか、学校を休みがちになるといったことは考えられるところです。

また、国による調査によっても、コロナウイルスの感染拡大により学校生活におけるコミュニケーション機会の減少等が関連しているのではないかという指摘もされているところです。

もう一つ、GIGAスクールについて御質問をいただきました。

このGIGAスクール構想というのは、国の構想に基づきまして、本市の市内の小・中学校全ての児童・生徒に1人1台パソコンをとということで、これから学習用パソコンというふうに言わせてもらいますけれども、それを配備しまして、高速通信システムを整備することで各学校での運用がスタートしております。

これまでに、コロナによって長い間欠席をしなければいけなかった子供たちに対するリモートでの対応とか、教室における活用に始まりまして、今年4月から全ての学校でデジタルドリルを導入いたしまして、家庭に持ち帰っての活用も本格的に始まっているところがございます。各小・中学校におきましては、その子供たちの発達段階に応じて効果的な利用方法を検討いたしまして授業や家庭学習等での活用を進めているところです。

しかしながら、先ほどちょっとお話しいただいたんですけれども、学校ではパソコンを使った授業、学習ばかりを行っているわけではありません。これまで同様に紙と鉛筆を使った授業が基本となっております。学習用パソコンは必要に応じて適宜活用をしているという状況にあります。

導入後まだ2年ということもありまして、新しい機器に慣れることに苦勞をしている教職

員の方も少なからずいるというのは事実でございます。昨年度末に先生方に行った調査では、学習用パソコンの活用に関する課題として、使い方を勉強する時間が少ないと回答された方も25%程度いらっしゃいましたし、先生方のICT機器の活用技能についてはまだ十分でないところもございますので、負担に感じている職員さん、教職員の方もいらっしゃいます。そのことにつきましては、教育委員会のほうから今後も支援が不可欠な状況にあるというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

それでは、これから一問一答で質問をさせていただきます。

回答できる範囲で結構ですので、不登校の現状について、各小・中学校の不登校の児童、人数と割合が分かったらお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、お答えをいたします。

令和4年度の実績ということでお答えをさせていただきます。学校ごとにお答えをさせていただきます。

まず、鹿島小学校、昨年度末で人数が9人、それから、能古見小学校1人、古枝小学校2人、浜小学校4人、北鹿島小学校5人、七浦小学校1人、明倫小学校が6人、小学校全体で28人いらっしゃいまして、児童全数からすると1.8%のお子さん方になっております。

続きまして、中学校です。西部中学校が50人、東部中学校が13人、市内の中学校全体でいますと8.4%の子供さんが不登校ということになっています。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

それでは、今、不登校が長期化している児童・生徒というのがおられますでしょうか。長期化しているというのがあれば、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほどと同様に、4年度末のデータということですがけれども、不登校というのが年間通じ

て30日以上お休みになっているという話をしましたけれども、これが100日以上になっているお子さんのほうを御紹介したいと思います。

これが小学生全体でいきますと13人、小学生全体の0.8%です。それから、中学校でいきますと35人、全体の4.7%になります。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

オンライン授業によって不登校児童になった、それが引き金になったという事例はありますでしょうか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

オンライン授業に伴いまして不登校等がなかったかという御質問ですけれども、オンライン授業が不登校の直接的な原因になったかどうかという報告はこれまで鹿島市のほうではなされておられません。

しかしながら、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果におきましては、先ほども少しお話したんですけれども、コロナ禍にあって生活環境の変化によって生活リズムが乱れやすい状況になっていた、あるいは学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくいという状況にあったことなども背景として考えられるというふうに考察がされております。

また、市内の小・中学校のほうからは、人と接する機会が減少し、隣の子が自分のことをどう思っているか過剰に意識してしまう様子があったりとか、人間関係がうまくつくれず悩む子供が増えてきているんじゃないかと。あるいは、保護者さんの精神的な不安が子供に影響している場合もあるんじゃないかと、コロナ対応で欠席することの意識的なハードルがちょっと下がってしまって、休むことへの抵抗がなくなってしまったんじゃないかというような意見も聞かれたところでございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

お聞きしまして、小学校の不登校の児童が私が思っていたよりも少なく安心しているんですけれども、やはり中学校のほうで4.7%と多いということで、高校受験、社会に出る前の大切な教育の現場というところで、ちょっと不安を感じているところです。今後、いろんな場面で対応していただけたと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、公的支援機関の利用状況について。

鹿島市においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人員と運用形態、また、各学校現場での実情と対応についてお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、鹿島市におけるスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの先生方がどういう活躍をしていただいて、学校現場がどうなのかということでお答えをしたいと思います。

市内の東部中学校区、西部中学校区ありますけれども、校区ごとに1名ずつ計2名、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識と経験を持っていらっしゃるスクールカウンセラーをもって、学校におけるカウンセリングの機能の充実を図っているところでございます。西部中学校には年間280時間、東部中学校に152時間、小学校は合計420時間を各学校の児童数に応じて配分しているところです。

各学校では、不登校などの問題で教育相談の必要性が高まっている児童・生徒及び保護者の皆さんに対してカウンセリングの機会を促し、児童・生徒及び保護者の希望、または承諾の下、カウンセリングの計画を作成し実施しているところです。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、市内に3人、市全体で860時間のサポートをしていただくような配置をしております。教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行っているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

次に、先ほどとダブると思うんですけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む公的支援機関の利用によって、不登校の解消とか改善につながった事例はありますでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーあたりの利用で不登校の解消、改善につながった事例というお尋ねですけれども、鹿島市内におきましては、不登校児童・生徒それぞれの状況に応じまして公的支援機関を活用していただいておりますけれども、1つは、

鹿島市の適応指導教室さくらというのがありまして、これは田澤義鋪記念館のほうに、学校とは全然別のところに施設を設置して、そちらに通学をしていただくような施設がございます。そのほか、他市町のそういう適応支援教室のほうを御利用いただくケースもございます。

また、NPOなんですけれども、訪問支援をサポートしていただく機関がございますので、そういうところの利用をしていただくお子さんもいらっしゃると思います。身体的にと少し障害があられるようなお子さんにもそれぞれ適合する施設があるところなんですけれども、例えば、鹿島市の適応指導教室のさくらにつきましては、昨年度、来所ということでは相談件数が51件、電話で相談があったのが98件、実際訪問したのが5件ということで、154件の相談がっております。入級の相談というのも11件ありまして、そのうち6人の生徒さんが在籍してもらいました。在籍の生徒さんのうち、中学3年生が3人ほどいらっしゃるんですけれども、進学に向けた学習を行っていただきまして、私立高校、県立高校のほうを受験していただいて進学されている事例がありますし、1人は今年度から学校のほうに登校ができるようになったという事例もございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

皆様の努力が実って不登校の生徒が登校できるようになったというのは、すごく喜ばしいことです。

次に、コロナ禍前後の不登校児童・生徒への鹿島市独自の調査とかやられたことはありますでしょうか。あったらお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

不登校関係の調査に関する御質問ですけれども、コロナ禍の前から児童・生徒さんの問題行動とか不登校に関することにつきましては、月別に学校のほうから報告を上げていただきまして、各学校の不登校児童・生徒に関する内容について調査を行っているところです。この結果につきましては、毎月県のほうにも報告をさせていただいていますし、不登校児童・生徒さんの個別の状況を把握するために各学校に個別の表の作成を依頼いたしまして、支援状況などの把握を行っております。

内容につきましては、例えば、欠席日数がどれくらいであるとか、不登校の理由とか、週当たりどれくらい登校されているのかとか、前の月との比較がどうだとか、校内、校外における対応、それから、関係機関との連携がどうなっているというような内容での調査を行っているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございます。いろんな調査を積極的にさせていただいて、登校へのいい方向へ向かっているということに感謝いたします。

次に、不登校児童・生徒への具体的な支援について、あればお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

具体的な支援ということでお答えをさせていただきます。

登校ができなくなってしまった子供さんに対しては、子供たちが学習だけでなく様々な可能性を発揮できる環境を整えるために、先ほどお話ししていただいているスクールカウンセラーによるカウンセリングとか、スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒本人、また、その保護者のほうに働きかける個別の相談事業というのを具体的に行っているところで

す。

この相談事業を基にして、学校はもとより、医療機関であるとか、当方の教育委員会、それから、福祉課などの関係機関で必要な支援のほうを検討させていただきまして、例えば、先ほどの適応指導教室のほうへ通級をしていただくとか、訪問のための支援をしてもらっている機関のほうの訪問支援につなぐというような対応を行っているところです。

さくらといって学校とは別の指導教室があると申しましたけれども、西部中学校には学校の中に別室ということで設置をしております、適応指導教室から段階的に教室への復帰ができるような体制も取っているところです。

これまではこのように不登校児童・生徒の支援を行ってきたところですが、これらの支援を続けるだけでは不登校の子供さんの数というのは、なかなか増加が止まらない状況になっていると思います。今後は児童・生徒が学校生活により魅力を感じて意欲的に登校することができるように、コロナ禍によって実施できなくなっていた学校行事を再開し、達成感とか充実感を感じることができる機会を確保できるように、各小・中学校のほうに依頼をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

いろんな取組をさせていただいていることにすごく感謝しております。子供の成長にとって、小学校、中学校それぞれが生徒たちと共に、人間的な触れ合いをすとか、そういうところでいろんな想像力、表現力、コミュニケーション力というのを鍛えるのが学校の現場だと思うので、それに教育委員会とかソーシャルワーカーとか他の機関、公的機関を含めながら努

力をいただいていることに感謝いたします。

次の質問に入ります。

2つ目のG I G Aスクール構想実施後により、児童・生徒、教職員等に与えた影響についてお尋ねです。

まず、先ほども答弁いただいたんですけれども、1人1台端末の授業というのは、どの授業に使用されているのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

令和3年度から本格的に学習用パソコンを児童・生徒の皆さんに1台ずつお渡ししているわけですが、どんな授業と申しますか、多分ほぼ全ての授業で使えるような状況になっているんじゃないかというふうに思っているところです。もちろん、今まで黒板で子供たちに対していろんな授業を行っていただいたんですけれども、パソコンを使うことで繰り返し同じ状況が見られたりとか、戻って確認したりとかいうのができますので、何かの教科に絞ってやっているというよりも、使えるものに関しては先生の工夫も含めて使っているという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

こういった授業でということ、少し付け加えをしたいと思います。

このG I G Aスクールは2年が経過しましたので、年度末に教師と児童・生徒にアンケートを取りました。教職員のアンケート結果で、こういった授業で使いやすいですかというようなことで、ほとんど、大体70%以上が使いやすいということだったんですけれども、例えば、理科が87%、社会が88%、技術家庭83%、生活科総合93%というふうに、教科によってやはり映像を見せたほうが、あるいは児童・生徒と共にICTを使ったほうが授業が分かりやすいというところは結果が出ております。

とにかく1人1台端末というのは学習を手助けする道具ですので、そこを私たちが学校側も確認をしながら使っているところです。

○議長（徳村博紀君）

1番釘尾勢津子議員。

○1番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

もう一つお尋ねですけれども、宿題としてデジタルドリルというのを使用されると思うんですけれども、全学年使用されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

デジタルドリルについては、本年度4月から各学校で採用しております。この採用に当たっては、各学校の管理職、あるいは実際に授業を担当する担任等に来てもらって、何社か実際に動かしてもらって、その中から各学校で使いやすいデジタルドリルを選択したところ です。小学校は3年生以上は英語も含めて5教科、中学校は9教科全てについてデジタルドリルを使えるようになっております。これは紙のドリルと一緒にきちっと書いたり、あるいは全てが5択とかそういう選択ではなくて、きちっと計算をしたり、あるいは漢字を書いたり、そういうことができるドリルになっております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

次に入ります。授業内容やカリキュラム等が変更したことによって与えた影響についてお尋ねです。

学校現場の教職員に与えた影響について、現在でも学校現場の職員は多忙と言われている中で、授業などでICTの活用が進むことにより、教職員の授業形態や授業計画、教材研究などにおける変化への対応、ICTスキルの習得の必要性など、教育現場で教職員の業務の負担がさらに大きくなっているのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

1人1台端末を活用して2年が経過しましたがけれども、確かに新しい機器を入れたということは、教職員にとってもその技能を身につけなければならないということで、そこはやはり負担感をかけたのではないのかなと思っております。しかし、今やどんな仕事でも、農業でも漁業でもITを活用した分野というのは広がっています。当然、教育の現場でもそのことを活用した教育が必要とされていますので、そこを身につけていくことは必要だと考えています。

先ほど次長が申しましたけれども、これも教職員に行った調査では、1人1台端末の活用に関する課題として、使い方を勉強する時間がなかなか取れないと、こういうふうに回答した職員の割合が24%、指導することが難しい、不安があると回答した割合が25%などとなっております。

ですから、まだまだ2年経過した時点では全体に十分にその技能が身についたと言えませ

るので、今後も、市としてはICT支援員を1人増員して今年は3名としましたので、そういった実地での指導とか、あるいは相談を受けたり、また、昨年度も夏休みに2回、先生方を対象に研修会をいたしておりますので、そういったものを含めて活用の促進、あるいは技能の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

いろいろ教職員の中では、多忙な中でいろんな現状に対応したスキルというのを取り込む時間、努力されていることに感謝したいと思います。

次に、ICT支援員の現状と対策についてお尋ねです。

太良町では1校に1人の支援員の配置がされていますが、鹿島市ではどのような配置になっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

本市のICT支援員の現状ということでお答えをいたしたいと思います。

先生方の支援に当たるICT支援員につきましては、令和2年度にそれまでの1名体制から2名体制に変更をいたしました。先ほど教育長がお答えしましたけれども、今年度は3名の体制まで増員ができましたので、国が促す4校に1人の配置をすることができております。基準をクリアしている状況でございます。

ICT支援員3名のうち、1名は機器の設定等だけではなくて、依頼があった学校に授業支援等のために出向くようにしてございまして、教育委員会の職員もこれまで同様に積極的に学校に出向いて支援に当たっているところです。人的支援に加えまして、教育委員会のほうでは毎月「鹿島GIGA通信」を発行し、先生方や事務の職員の方々がパソコンのアプリケーションソフトを活用する際のワンポイントアドバイスであったり、市内の各小・中学校が工夫して学習用パソコンや電子黒板を活用している取組を紹介しているところです。

また、それぞれの学校で作成した教材を市内全ての学校で共有できるシステムの運用等を行いながら、先生方が無理なく学習用パソコンを活用できる環境づくりに取り組んでおります。

このほか、先ほどもありましたけれども、夏休み期間等を利用して学校の希望によりパソコン操作の研修などを行っているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

次に、1人1台端末の導入により、鉛筆で書く力、本や辞書で調べたりする学習が減り、果たして学力がついているのか疑問であるという保護者とか教職員の意見も聞いておりますが、1人1台端末の導入により現時点での学力の向上は見られるかどうか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど申しましたけれども、GIGAスクール構想によって1人1台端末が整備されたわけなんですけれども、それは学習の意欲とか、あるいは分かりやすい学習のためとか、一つの道具ですので、この端末が入ったことによって学力、いわゆるここでは数値の学力かなと思いますけれども、それが向上したということは、全国的に見てもまだ2年ぐらいではっきりしていないと思っております。市内でもそうです。市内においても、明確に上がったとか下がったとか変わらないとかは言えないんですけれども、授業で毎日使っていると答えた児童・生徒の数値の学力が結果として上がっているということは出ておりません。

多分、次の質問にも出てくるかと思えますけれども、昨年まで佐賀県では毎年12月に佐賀県学習状況調査を行っておりました。その国語、算数、数学、今の中学校1年、2年、3年については令和2年、3年、4年と、導入前と導入後の数値の比較ができますので、それについてはお渡しできると思います。

ただ、私たちもその結果を見ましたけれども、算数、数学はちょっとよかったかなと思いますけど、端末の効果かどうかというのは分からないし、国語のほうはあんまりよくなかったとか、学年によっても違いますので、まだそこははっきり分からないところが現状でございます。

○議長（徳村博紀君）

1番釘尾勢津子議員。

○1番（釘尾勢津子君）

まだ始まって2年、3年目ということで、なかなか効果というのはまだまだ分かりにくいと思いますけれども、先ほども教育長がおっしゃっていただいたんですけれども、導入後の児童・生徒の学力の推移を検証して、できる範囲で成果というのを報告していただくことは可能でしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど申しましたように、3学年のこの3年間の佐賀県学習状況調査の結果というのはお

示しできますが、それに対するコメントというのは今のところできないですので、生の数字と3年間の変化、これはお示しできますので、後ほどお渡しをいたしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次にお尋ねいたします。

1 人 1 台端末の授業によって不登校になった生徒、これは直接関連するかどうか分かりませんが、これが要因となって不登校になったという生徒はいませんか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

令和2年以降、全国的に不登校の児童・生徒数は大きく増加をしております。鹿島市においても同様の傾向が見られることを先ほどお答えいたしておりますけれども、GIGAスクール構想による学校のデジタル化に伴う取組が要因となって不登校となったというケース、はっきり明確には報告は受けておりません。

ただ、個人で所有するスマートフォン、あるいはタブレット等によって、SNS、オンラインゲームで友達とのトラブルや生活のリズムが崩れてしまったりとかというような報告は度々上がってきておりました。鹿島市内の小・中学校におきましては情報モラルに関する教育を行いまして、デジタル機器との付き合い方やインターネットの正しい使い方について、小学校の段階から発達段階に応じて指導をしているところです。また、これらの指導は学校だけではなかなかできるものではありませんので、家庭との連携を図りながら推進できるように、保護者懇談会とか学校運営協議会等の機会に関係者に働きかけているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

次に、タブレット端末に向かう時間が多くなることにより、子供たちの身体への健康への悪影響が危惧されますが、どのようにお考えでしょうか。現状と対策についてお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

端末利用による子供たちの健康被害の現状と対策についてということですが、内閣

府の調査によりますと、全国的に多くの児童・生徒が長時間にわたり何らかの形でインターネットを利用しており、その利用時間も年齢とともに増加傾向にあるということが分かっております。

また、文部科学省の調査においては、裸眼の視力1.0未満の児童・生徒の割合、これが小学校では平成22年度29.91%だったものが令和3年度には36.87%に、中学校におきましては平成22年度52.7%だったものが令和3年度には60.66%となっておりまして、小・中学生の視力の低下が進んでいることが分かりました。明確にその因果関係が認められたわけではございませんけれども、デジタル機器の使用が影響しているであろうというふうに考えられる調査結果となっております。

このような健康被害を防ぐために、小・中学校におきましては鹿島市立小・中学校パソコンの取扱ルールというルールを用いまして指導を行っております。

子供たちには、正しい姿勢で画面に近づき過ぎない、長時間使用せず細かく休憩しながら使う、就寝する30分前には使用をやめる、ルールを守って使うなどとして、視力の低下や姿勢の悪化、睡眠の質の低下といった健康被害が起らないように指導を行っております。

また、学習用パソコンを家庭に持ち帰っても、午後9時以降はデジタルドリル以外の使用ができなくなるような設定もしております。また、保護者懇談会等の機会を捉えて家庭に健康被害の防止を呼びかけ、学校と家庭の連携を図りながら子供たちの健康を守っていくことが大切であるというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

いろんな工夫に取り組んでいただいて感謝しています。ありがとうございます。

次に、家庭でのICT教育を行う上での保護者用のマニュアルというのは作成してあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

保護者用のマニュアルの有無についてですけれども、きっちりしたマニュアルがばっちりあるというわけではないんですけれども、学習用パソコンの持ち帰りに当たりましては、学校で学習以外には活用しないとか、家庭から持ち出さないなどの利用のルール、先ほど申したけれども、紙面にして家庭のほうに配付をしながら指導いたしますとともに、家庭にも利活用の決まりを伝えて、正しく活用できるよう協力をお願いしているところです。

それから、有害なサイト等につながらないようにフィルタリングということで学習用パソ

コンには設定をしているところですので、家庭への持ち帰りが本格的に今年度スタートしたところですが、今のところ大きな問題は報告をされておられません。ただ、活用の方法の多様化に伴いまして、新たな問題点やトラブル等が発生することも考えられます。それらの問題点につきましては、教育委員会と学校、家庭で情報を共有しながら、迅速に対応をしていきたいというふうに思っているところです。

いわゆる誹謗中傷に利用しないというルールにつきましては、学校生活といわず社会生活における大前提のルールになります。学校におきましても、情報社会で適正な活動を行うための基本になる考え方につきましては、各教科の指導の中で身につけさせることとしているところでございますし、鹿島市では市のPTA連合会、それから、校長会、市教育委員会合同で小・中学生のインターネットの安全利用に関する指針を設けまして、相手が嫌がるようなことをしないとといった携帯電話やスマートフォン等の正しい利用の仕方について家庭のほうにも呼びかけるとともに、携帯電話等を持たせる場合は保護者の責任として、責任を持って対処するといった家庭での指導の大切さについても呼びかけを行っているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

最後にお尋ねしようと思っていたところを全てお話しいただいたので安心しているんですけども、やっぱり物事を始めるに当たってはルールというのが必要になるので、今、学年に応じた指導をしているというお話をお聞きしましたので、安心しているところです。

でも、学校では教職員と生徒、学校の空間の中での目が行き届くというところもあると思うので、ルールというのは子供たちも守ると思うんですけども、家庭に持ち帰るということで、そこでフリーの時間、勉強するドリルの時間もあると思うんですが、その辺の家庭でのルールというの、各家庭でルールをつくってあるかもしれませんが、最低ラインのルールとかを、先ほども教育次長がおっしゃっていただいたんですけども、随時いろんな協議会とか保護者会とかあったときには、人が嫌がることはそれを使って言わないとか、誹謗中傷とかいじめとかには使わないとか、そういう最低のルール、善悪とかを教えるというところの道徳の教育で必要だと思うので、道徳教育を含めたところでのGIGAスクール構想というところはその辺も含まれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど申しましたように、持ち帰りの端末につきましては、16時以降はユーチューブにつながらないとか、フィルタリングを全て設定しているとか、21時以降はドリルしか使えないといういろんな制限を設けていますのでいいんですけども、問題は、保護者とかがお持ち

のスマートフォンを使っていろんなことで問題が、生徒指導上でもいろいろ問題が起きると
いうのが現状でございます。そのことも含めまして、学校では情報モラル教育の強化を行っ
ているところです。

先ほどは道徳教育もGIGAスクール構想に含まれているかというお尋ねですが、
これは反対でして、道徳教育は学校教育の全体ですということになっていますので、当然、
GIGAスクール構想で行うような端末を使ったいろんな授業の中でもきちっと道徳教育を
行う、学校教育全体で行うということになっております。

先ほど議員が冒頭におっしゃいましたけれども、こういったIT機器が学校にも入ってき
ましたけれども、おっしゃったように、やはり基本は五感を使って実際に体験をして学ぶ、
これが一番ですので、そこは大切にしているところです。ですから、例えば、鹿島
市内ですと大体3年生、4年生で全て干潟体験をしますし、環境学習もしますし、小・中学
校全てで田澤義鋪についても学びますし、いろんなところに出かけて行って地域や自然を学
ぶと、そこも大切にしながら、例えば、校外学習のときに端末を持っていくとか、修学旅行
にもこの間持って行っていましたが、そういった使い方をしながら、やはり実体験と
端末でのいろんな検索、そこを両輪を大切にしながら学校で頑張ってもらっているところ
です。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

開始して2年、3年目ということで、いろんな試行錯誤があると思うんですけれども、よ
りよい方向に教育委員会、全体、学校と教職員とで話し合いながら、よい方向に進めて行っ
ていただいているということに感謝いたします。ありがとうございます。

最後に、不登校支援におきましても、子供の将来のために社会的自立ができるよう教育し
ていくことが非常に重要だと考えております。不登校の支援の在り方は多種多様であるべき
ですし、居場所を提供したり、やりたいことを応援したりすることも重要です。しかし同時
に、大きな志を持って、自助努力と勤勉さがあなたの未来を開くということを教えていく教
育や、また、自由とは、やりたいことをやるのが自由ではなく、自由には必ず責任が伴う
ことを教える教育が、より一層大切なのではないのでしょうか。鹿島市が教育委員会と学校、
地域、公的支援機関などと連携を取ることで、全ての子供たちにそうした教育が行っていけ
るよう希望しますし、私もその実現に向けて努力したいと思います。

最後に、鹿島市におきましても各学校では実学も十分に重視した上で、子供の精神性を高
め、学力と徳力を兼ね備えた社会に役立つ創造力のある未来を担う人材の輩出を目指すため
に、教育をよりよきものにするための取組を積極的に進めていただくことを切にお願い申し
上げまして、本質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で1番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明22日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時18分 散会